

第 88 回

食料・農業・農村政策審議会 企画部会

農林水産省大臣官房政策課

## 第 88 回

### 食料・農業・農村政策審議会 企画部会

日時：令和2年3月10日（火）13：00～15：31

会場：農林水産省本館 7階講堂

## 議 事 次 第

1. 開 会
  
2. 食料・農業・農村基本計画について
  - ・食料・農業・農村基本計画（原案）
  - ・食料・農業・農村基本計画に係る展望等（案）
  
3. その他
  
4. 閉 会

【配布資料一覧】

午後1時00分 開会

○岩間政策課参事官 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、食料・農業・農村政策審議会企画部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日、御多忙中にもかかわらずお集まりを頂き、誠にありがとうございます。

本日でございますが、磯崎委員、高島委員、高野委員、西村委員が所用により御欠席となっております。また、宮島委員が遅れて到着される予定です。現時点で企画部会委員の出席者は10名のため、食料・農業・農村政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定による定足数3分の1以上を満たしているということを御報告いたします。

また、本日の審議会は公開といたしまして、会議の議事録は農林水産省のウェブサイト上で公表いたしますが、委員の皆様には公表する前に内容の御確認を頂きますので、よろしく願いいたします。

本日も紙の席上配布、最小限といたしまして、タブレットパソコンにて資料を御覧いただく形にしております。タブレットには、本日の議事次第、資料一覧、座席表、企画部会委員名簿、その他に、資料1として、「新たな食料・農業・農村基本計画」の原案、資料2として、「農林水産物・食品の輸出」、資料3といたしまして、「農地の見通しと確保」の案、資料4といたしまして、「農業構造の展望について」の案、資料5について、「農業経営の展望について」の案、それから資料6ですが、「新たな食料・農業・農村基本計画の検討における国民からの意見・要望」を御用意しております。また、参考資料として現行の基本計画を御用意しております。さらに、新たな基本計画原案の本文、それから前回の企画部会で御議論になりました新たな基本計画の副題の候補については、紙媒体でもお配りをさせていただいております。

タブレットから資料が読み込めない、タブレットが動かない等ございましたら、サポートいたします。会議の途中でも事務局までお知らせいただければと思います。

それでは、この後の司会でございますが、大橋部会長をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○大橋部会長 それでは、皆さん、お忙しいところ、また世情、大変な中、御参集いただきまして、ありがとうございます。

本日の会議は15時半まで開催の予定で、議題は食料・農業・農村基本計画の原案及び基本計画に係る展望等の案についてとなっております。各委員のお立場で忌憚ない御意見、本日も頂きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、恐れ入りますけれども、カメラの方はこの辺りで御退出いただければと思いますので、

よろしく願いいたします。

それでは、議論に入りたいと思います。

基本計画に向けた議論について、前回の企画部会で骨子について御議論いただきました。今回からはよいよ本文案について議論していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まずは、資料について事務局より御説明を頂きたいと思います。

それでは、総括審議官よりよろしく願いいたします。

○浅川総括審議官 私からは、計画の本体につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

全てのページを逐一説明するわけではございませんので、紙媒体で今日に限っては見ていただいた方が見やすいかなと思います。

資料1は、新たな食料・農業・農村基本計画の原案ということでございます。

原案は大部になりますので、主要なポイントとなる点、また、前回の企画部会で骨子案について御議論いただいた際に頂いた御意見に関連する箇所を中心に、御説明をさせていただきます。

委員の皆様には配布している資料には、ポイントとなる部分には黄色のマーカを付しております。

まず、「まえがき」になります。

1ページは、農業の基本機能ということで、多面的機能や都市への恩恵ということをここに位置付けており、重要な役割を国民生活上、農業・農村が果たしているということを記述してあります。

また、輸出につきましては、新たな目標に向けて官民総力を挙げて取り組んでいくということ、この「まえがき」で記述しております。

2ページについては、我が国農業をめぐる情勢がとてつもないというこの状況についても、危機感とともに記述しているところです。

次のページが、第1ということで、基本的な方針という部分になります。

3ページになりますが、農地面積や農業就業者数が減少するという厳しい状況と、一方で少し、黄色のマーカは引いていませんけど、新しい情勢の変化、技術の進歩といったようなことも起きているということを書いてあります。多面的機能につきましては、凶司委員から、地域政策をしっかりと行うことで結果的に多面的機能も維持されるという考え方が分かりやすいのではないかと御指摘を頂いたことを踏まえ、3ページの35行目ぐらいからその記載ぶりに反映しているところであります。

また、4ページから7ページは、施策の推進に当たっての基本的な視点として、消費者や実需者のニーズに即した施策の推進、食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の形成、農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開、スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進、地域政策の総合化と多面的機能の維持・

発揮、災害や家畜疾病等、気候変動といった農業の持続性を脅かすリスクへの対応強化、農業・農村の所得の増大に向けた施策の推進、SDGsを契機とした持続可能な取組を後押しする施策の展開と、この八つの基本的な考え方を示して、それぞれの政策における考え方を記述しているところでございます。

次の第2が8ページからになりますが、食料自給率の目標になります。

まず、食料自給率については、基本的な考え方として、今後、我が国において人口減少や国内市場の縮小が見込まれる中で、可能な限り農業生産を維持していくという考え方の中で、それぞれの品目毎の生産努力目標を設定しております。国内の生産に占める国内需要と、それから海外市場の需要に対応するために、品目毎の特性を踏まえるとともに、農地と農業労働力を最大限維持できるように、生産努力目標を設定しているところでございます。

また、農業の生産基盤を表わす目標として、②になりますけれども、産出段階の食料自給率ということ併せて設定したいということ御説明をしたところですが、目標値の種類も多くなるので、より分かりやすい提示の仕方が必要だという御意見を多くの委員の方々から頂きました。まずやりましたことは、食料国産率という名前に変更して、国産でどれだけ作られているかということを示すという内容を端的に紹介いたしました。また、この国産率とそれから飼料自給率の両方をバランスよく上げていくことで、この総合食料自給率を向上させていくという形で、位置付けているところでございます。

また、12ページからになりますけれども、各品目の10年後の生産努力目標を掲げております。それぞれの品目について、右側に克服すべき課題と書いてありますが、この課題を10年掛けて解決していくことを前提として、10年後の生産量の目標を努力目標として記載しております。

また、15ページになりますが、農地面積について、政策努力を重ねていく結果、令和元年に439.7万ヘクタールの農地面積のところを、414万ヘクタールとなるという見通しを示しているところでございます。

これらを踏まえて、16ページの自給率の目標になりますが、令和12年度、カロリーベースで45%という目標を設定したいと考えております。これは現在の計画の目標と同じ水準になります。また、生産額ベースの目標値としては75%としておりまして、現行の計画、73%から付加価値を上げていくことで2%高い目標としております。

飼料自給率と国産食料率については、16ページの下に数字目標を記載しております。飼料自給率の目標ですが、現行の計画では40%となっておりますけれども、飼料用米の生産量と食品ロス削減によってエコフィードが減っていくという二つの事情を勘案しまして、目標値を34%にしております。

また、食料国産率については、国内生産に着目し、飼料自給率を考慮しない数字となるため、総合食料自給率よりも高い目標値となっております。

17ページからは、食料自給力に関する記述になります。農業労働力や農業技術も考慮する指標に改良する外、10年後の見通しも併せて提示をしておりますけれども、ここも分かりやすい説明をと、高野委員や中谷委員から御指摘を頂きました。20ページや22ページのような絵も用いつつ、推定エネルギー必要量を賄えるかどうかという説明をしているところでございます。

また、27ページからは、第3で、それぞれの政策の記述になります。食料、農業、農村と、各分野の順番になっております。

まずは、食料の安定供給についてですが、29ページを御覧いただきたいと思っております。

グローバルマーケットの戦略的な開発、特に輸出促進について、中家委員から食料安全保障との関係が見えづらいという御意見を頂きました。今後、国内市場の縮小が見込まれる中で、農業・農村の持続性を確保し、また、農業の生産基盤を維持していくためには、品目毎の特性を踏まえて、国内需要に応じた生産を拡大することに加えて、可能な限り輸出を拡大していくことで、トータルとして生産基盤を強化して、食料の供給力を維持する必要があるという考え方にしております。

また、記載した各種政策に取り組むこととした結果、31ページを御覧いただきたいと思っておりますが、10年後には輸出額5兆円を目指すということを新しい計画の中で位置付けたいと考えております。

続いて、食育についてです。食育については、高野委員から、学校や大学の教育力も活用して進めるべきという御意見を頂きました。32ページに、学校などの教育関係者を始めとする多様な関係者が協働した取組を推進するといった記述をしております。

次に、38ページからが、農業に関する施策になります。中小家族経営の位置付けについては、三輪委員や中家委員から、産業政策と地域政策の両面から支援を行うべきという御意見を頂いておりますが、ここでは産業政策として、中小家族経営については、産地単位でしっかりまとまることで、一つの大きな生産単位として、農業生産や地域社会の維持のために重要な役割を担い手とともに果たしていただくという形で位置付けております。

続いて、39ページですが、経営継承に関する事項を記載しております。こちらについては、柚木委員から家族経営の円滑な経営継承に向けた取組を記載すべきだという御意見を頂いていたところです。親子間の経営継承についても、計画的に進めるということで書いております。また、園芸や畜産についても、円滑な継承を進めると位置付けているところです。

さらに、多様な人材の活用について、大山委員から農業者以外の異分野・異業種の農業への新たなアイデアや視点等を入れていくことが必要と御意見を頂きました。こうした方々の農業への参画を進

めていただくためにも、他産業と遜色ない働きやすい環境を整える旨も記述しているところであります。

次に、42ページからは、担い手等への農地集積・集約化、あと農地の確保という政策になります。人・農地プランの実質化を通じて、農地の集積・集約化を加速化するという内容を記載しております。また、荒廃農地については、荒廃農地の発生防止対策を講じるとともに、今後、有機や放牧といった新たな農地利用の在り方を考えるという形にしております。また、中家委員からの御指摘も踏まえて、優良農地の確保についてもこちらに記載しております。

次の46ページからは、各品目毎の対策になりますが、これまで御議論を頂いた内容に沿って、今後行うべき施策について各品目毎に記載してございます。

55ページからは、農村の振興に関する政策についてです。まず、冒頭で、農村の果たしている機能や中山間地域の重要性などを位置付けました。特に中山間については、今後も農業生産のためにも、小規模農家を始めとした、多様な形態がそれぞれにふさわしい農業経営を確立するという方向付けを出しております。こちらについては、三輪委員から農村から新たなイノベーションやビジネスが生まれていることを明示すべきという御意見を頂いておりましたが、55ページ、56ページに、現場発の新たな取組の推進や所得・雇用機会を確保できるモデルの情報提供などを行うという旨を記載いたしました。

また、60ページですが、農村を支える人材づくりということで、価値観が異なる外のいろいろな人を関係人口などの形で農村に呼び込むということ、今回の計画では記載しております。

また、64ページは、自然災害への対応についてになります。最近の災害の経験も踏まえまして、今回の計画では、事後の被害対策よりも事前の防災が大事だということで、農業経営も含め、ソフト・ハードのバランスよく組み合わせる取り組みをしていくということ、こちらに記載しております。

さらに、66ページが、農協や農業委員会といった団体に関する施策についてです。農協については、改革の取組が進展したという一定の評価をした上で、今後とも厳しい状況の中で地域の産業や生活のインフラを支える役割を果たしながら、事業の健全性、経営の継続性を確保することが必要であるということ、こちらに記載しております。また、農業委員会についても、現場活動などを通じて担い手への農地集積など、農地利用の最適化を一層促進するために役割を果たしていただきたいという旨の記載をしております。

また、67ページを御覧いただきたいと思います。中家委員から、今回の基本計画を国民に広く御理解いただくことが重要であり、今回の大きなポイントの一つとして取り上げるべきではないかという御意見を前回頂いておりました。これまでも多くの委員から、国民に広く知っていただくことが重要

と、同様の意見をこれまで行ってきた審議会の場で頂いております。これを踏まえまして、新たに国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成に関する施策という項目を設けまして、食料安定供給に関するリスクが顕在化しているなどの実態を分かりやすく発信することや、関係者が協働して国民運動の展開をしていくことを通じて、農業・農村への理解醸成を図るという旨をこちらで記載しております。

最後に、68ページを御覧いただきたいと思います。施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を設けておりますが、各委員の皆様から、合理的根拠に基づく政策評価が必要という御意見、また、基本計画のフォローアップが必要ではないかという御意見を頂いたことを踏まえ、この（2）のEBPMの推進や、また、定期的に企画部会での政策評価結果を報告し、必要に応じ政策の内容を見直すという旨を記載しております。

私からの説明は以上です。

○大橋部会長 ありがとうございます。

それでは、次、資料2について、食料産業局よりお願いします。

○杉中食料産業局審議官 食料産業局でございます。資料2に基づき、農林水産物・食品の輸出について説明いたします。

先ほどの説明のとおり、基本計画の中で、2030年に農林水産物・食品の輸出額目標5兆円を位置付けたいと考えております。目標の考え方と取るべき政策等について説明いたします。

1ページを御覧ください。2019年末までにを目標としていた農林水産物・食品の輸出額1兆円について、7年連続で輸出額は過去最高を更新しましたが、2019年の速報値は9,121億円と1兆円の目標には至りませんでした。

増減要因について、2ページを御覧ください。品目別の状況としては、ブリ、牛肉、日本酒を中心とするアルコール飲料の輸出額が増加しておりますが、サバは漁獲量の減少と国内需要の競合により、ホタテ貝は競合する需要国であるアメリカでの豊漁により輸出額が減少しております。国・地域別の状況としては、中国やアメリカで輸出額が大きく増加しておりますが、韓国や香港では2国間の外交関係やその国の政治状況により輸入額が減少しました。短期的にはこのような落ち込みが大きく、輸出額が伸び切れなかったことが要因だと思います。

ただし、輸出の拡大の可能性は大きく、輸出拡大に向けた国内の体制を整える必要があると考えております。3ページをご覧ください。「輸出拡大に向けた中長期の課題」として、「1 海外の食品安全規制等により輸出できない国と品目が多く」、「2 海外の規制・ニーズに応じた生産ができる事業者の育成」が必要です。代表的な品目として、有機農産物の需要が高い中で、お茶の分野は規制・ニーズに応じた生産ができておらず、ニーズがありながら輸出につながっておりません。また、



「3 海外の需要が高いにもかかわらず供給力が不足」しており、牛肉、青果物、水産物等が該当しております。さらに、「4 海外で売れる可能性を持った新たな商品の発掘・開発、売り込みが不十分」であり、例えば日本産の乳製品は海外コンクールで高い成績を収めていますが、まだ十分な商品の開発等ができておりません。そして、「5 生鮮で輸出したものが海外で書こうされ消費されることが多く、輸出による国内への利益が限定的」であることについて、代表的な品目は、林産物です。輸出した丸太が海外で加工されて第三国に輸出されることもあり、国内で加工して輸出できれば、輸出額増加につながると考えております。これらの取組により、更なる輸出増加は可能であると考えております。

4 ページ以降に具体的な取組を記載しております。これは既存の取組も含めております。

「品目横断的な輸出拡大の取組」について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）（2019年11月成立、2020年4月施行）により、「1 農林水産物・食品輸出本部の設置（2020年4月）を行い、実行計画（工程表）に基づく取組を加速化します。具体的には海外の食品安全規制に関する2国間協議に全省庁が一体で対応するとともに、輸出向けの施設整備・認定の迅速化等の取組を行います。また、既に予算措置を開始している「2 GFPによるマッチングやグローバル産地づくり支援」を行い、海外の規制に対応できるような生産者・生産地の育成を行うとともに、昨年度補正予算と今年度予算により食品産業事業者の育成のため輸出向け施設の整備の支援に取り組んでまいります。更に、「3 戦略的なプロモーションの実施」は引き続き行いたいと考えております。

5 ページを御覧ください。「今後の輸出促進に向けた取組（2030年に向けた品目毎の更なる取組）」について、国内対策として、品目ごとの課題に応じた生産基盤の強化、販路拡大の取組を強力に推進します。例えば、牛肉は増頭奨励金の交付等による生産基盤の強化、林産物は付加価値の高い加工品を輸出する体制の強化、加工食品はHACCP施設の導入、AIやIoT等の新技術の活用による省力化等の取組を進めていきます。

6 ページを御覧ください。これらの取組を品目ごとに行うことで、最大限輸出を増やしていき、基本計画の中に、2030年に農林水産物・食品の輸出額目標5兆円を位置付けたいと考えております。また、基本計画には目標として位置付けておりませんが、中間目標として2025年までに輸出額2兆円を目指しております。

7 ページを御覧ください。補足ですが、マクロ的に考えた場合、農林水産物だけではなく食品を含む国内生産額51.5兆円に対し、現在の輸出額は0.9兆円と輸出の比率が低いと認識しております。これは諸外国と比較すると、輸出大国であるオランダは約95%、比較的内需志向の強いアメリカでも10%

強であることを考えると、日本は海外マーケットへの依存度が非常に低いことがわかります。人口減少等のリスクも踏まえ、農林水産物・食品の輸出額目標5兆円をマクロ的に見れば、農林水産業・食品産業のうちの10%程度は海外のマーケットを目指していく体制づくりを行っていきたいと考えております。

8ページを御覧ください。世界の飲食料市場規模は拡大すると予測しています。品目ごと、対象国ごとに細やかな戦略を作り、農林水産省だけではなく、他省庁や官民と協働した体制を作って、拡大する海外の飲食料市場を取り込むことにより、農林水産物・食品の輸出額目標を達成したいと考えております。

以上でございます。

○大橋部会長 ありがとうございます。

それでは、資料3について、農村振興局よりお願いいたします。

○奥田農村振興局次長 農村振興局でございます。資料3、農地の見通しと確保（案）について御説明をさせていただきます。

まず、表紙から1枚めくっていただきまして、農地の見通しと確保というところから始まるページでございます。

最初の丸、令和12年における農地の見込みにつきましてはということなのですが、ページの上の太い線で囲ったところでございます。令和元年現在の農地面積は497万ヘクタール、これを基準といたしまして、その上、また戻りますが、これまでのすう勢、農地の転用でありますとか、荒廃農地の発生によるすう勢、これを踏まえ、荒廃農地の発生あるいは解消に係る施策の効果を織り込んで、農地面積の見込みを推計しております。

結論からいきますと、このページの下のもう太線で囲った枠の中ですが、令和12年時点で確保される農地面積を414万ヘクタールと見通しております。この値が先ほど本文の中で紹介させていただいた数字でございます。

また、ちょっと中ほどに戻っていただきまして、矢印の下に途中の過程を書いておりますので、ここをもう少し説明いたします。まず、左側のすう勢でございます。施策を講じないと仮定した場合のすう勢は、令和12年度までに農地の転用でマイナス16万、荒廃農地の発生、マイナス32万ということで、マイナス48万ヘクタール減少いたします。すると、そのまた矢印の下でございますが、令和12年時点の農地面積、すう勢としては392万ヘクタールになると推計しているところです。一方、もう一回右の方に戻っていただきまして、施策効果による増加というものがそこに整理しております。令和12年度までに発生防止でプラス17万、解消でプラス5万、計22万ヘクタールと推計しております。こ

れと合わせた形で先ほどの矢印が一緒になって、414万ヘクタールと見通しているところでございます。

今申し上げた施策効果の部分を次のページでもう少し補足させていただきます。農地面積の見通しの考え方というところから始まるページをお開きください。この考え方のうち、矢印の下の部分に全てまとめてありますので、荒廃農地の発生防止・解消に関連する施策を補足いたします。

最初の大きな丸で書いてありますとおりに、人・農地プランの実質化の推進、あるいは中山間直払いにおきます集落戦略の作成などを通じまして、地域で徹底した話合いをしていただいた上で、次の三つのポツのような拡充を通じまして、荒廃農地の発生防止・解消を推進していくという考えでございます。

一つ目のポツが、多面的機能支払制度でございます。令和元年度から活動組織の広域化の推進といった充実を図っているところでございます。

二つ目のポツが、中山間地域等直接支払いでございます。令和2年度からちょうど第5期対策となります。この第5期対策の中で、集落協定の広域化、あるいは人材確保、農業生産性の向上などへの加算措置の創設などを行ったところでございます。

三つ目のポツでございます。農地中間管理事業につきましては、令和元年に農地バンク法を改正したところでありまして、人・農地プランの実質化の促進、あるいは、それに向けた農業基盤整備事業等によって実施していくというふうにしております。

これらの施策の充実を図ることによりまして、しっかり農地の確保を図っていくという考え方でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○大橋部会長 ありがとうございます。

それでは、資料4について、経営局よりお願いをいたします。

○倉重経営局審議官 経営局でございます。資料4の農業構造の展望について御説明をいたします。

1枚めくっていただきまして、1ページでございますけれども、そもそもこの農業構造の展望といえますのは、基本法の第21条におきまして、国は効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するために必要な施策を講ずるというふうにしてございまして、今回の基本計画の見直しと併せて、担い手の育成・確保、担い手への農地集積・集約化等を総合的に推進していく上での将来のビジョンとして、望ましい農業構造の姿を示すものでございます。また、人口減少局面でございますので、その中で農業の持続的発展を図っていくためには、農業労働力の確保というものが重要でございますので、世代間バランスの取れた農業構造の確立に向けまして、農業労働力の見通しについても併せて提示をしております。

2 ページでございます。

まず、望ましい農業構造の姿につきましてでございますけれども、効率的かつ安定的な農業経営を既に実現している経営体と、効率的かつ安定的な農業経営を目指している経営体の両者を併せて担い手としているということございまして、この左上に記載してございますけれども、この中で目指している経営体とは、認定農業者、認定新規就農者、将来法人化して認定農業者になることを見込まれる集落営農というふうに行っているところでございます。こういった経営体につきまして、家族、法人の別など、経営形態にかかわらず、経営所得安定対策や融資等の施策を行いまして、支援をしていくということが重要であると考えております。

その上ででございますけれども、全農地面積の8割が担い手によって利用される農業構造の確立を目指すことにしております。その際、中山間地域等の地理的条件や生産品目の特性など、地域の実情に応じて農地集積を進めていくとともに、担い手に利用されていない農地を利用している中小規模の経営体等につきましても、担い手とともに地域を支えている実態を踏まえて、営業の継続を図れるよう配慮していくことが必要というふうに考えております。

さらに、農業就業者が減少していく中で、農業経営体を支える農作業支援者の役割にも留意する必要があると考えておりまして、この2 ページに絵がございまして、左の方に、担い手への農地集積ということで、現状6割を8割ということを書いておられるとともに、地域を支える農業経営体ということで担い手がある一方で、その右には、その他の多様な経営体を位置付けまして、そこで連携・協働がなされると。その下の方を見ていただきますと、農作業支援者というものがございまして、このような形で担い手とその他の多様な経営体と農作業の支援者というものが一体で地域を支えていくという構造について、描いているところでございます。

3 ページでございますけれども、今度は農業労働力の見通しということでございます。農業労働力につきましては、基幹的農業従事者、常雇い、組織経営体において年間150日以上農業に従事する役員等を合わせまして、農業就業者といたしまして、その数をお示ししているところでございます。現在の農業構造の展望では、この基幹的農業従事者と常雇いを農業就業者としておりまして、役員については入っておりません。ですが、法人化の進展等によりまして、組織経営体において年間150日以上農業に従事する役員等が5年間で約1.5倍に増加するなど、農業労働力としての一定の位置付けを占めるに至っているところでございますので、今回の展望から役員等を新たに含めるということにしております。

具体的な数字でございますけれども、直近の農林業センサスが行われた平成27年、2015年の数を現状としてお示ししまして、2030年の推計については、過去の傾向がそのまま続いた場合のすう勢、こ

れは3ページの右上でございますけれど、現状が真ん中にございます。右上にすう勢がございます。長期的に農業就業者数が下げ止まるように、49歳以下の新規就農を促進した場合の展望というものを示させていただいております。平成27年の現状でございまして、農業就業者数が合計が208万人、うち49歳以下については35万人、令和12年のすう勢は、農業就業者数が131万人、うち49歳以下が28万人となるところでございまして、令和12年の展望におきましては、農業就業者数が合計140万人、うち49歳以下が37万人ということで示させていただいております。

4ページでございまして、これは付録という位置付けでございまして、令和12年に望ましい農業構造が実現した場合の農業就業者数のイメージを試算したものでございます。ここに絵が描いてございまして、中心にある四角は、担い手等が農地の8割程度を担う場合のイメージでございまして。

まず、左の方の黄色の部分でございまして、米・麦・芋類等について、農地の8割を担い手に集積した上で、現在と同様に農地の7割程度がこの米・麦・芋類等の生産に利用された場合に、その面積というのは230万ヘクタールになりますけれども、農地集積等の効果によって、1人が10ヘクタールを耕作すると仮定をいたしまして、それを割ることによって、約23万人というふうに見込んでいるところでございます。

次に、右の青色の部分でございまして、野菜・果樹・花卉と畜産となっております。これらにつきましては、既に経営耕地面積の大体8割程度を主業農家と組織経営体が担っている現状でございまして、これを踏まえまして、現在の主業農家と組織経営体における農業就業者と同程度の人数である野菜・果樹・花卉で約49万人、畜産で約14万人の、合わせて約63万人と見込んでいるところでございます。これらを全部合わせますと、約86万人ということでございます。

この86万人という人数、数字の位置付けでございまして、飽くまで一定の仮定の下で8割程度の農地を担うために必要な人数ということを示したものでございまして、農業生産や農村を全体として支えていくためには、この86万人以外の方々を含む全体の140万人、下の方に書いてございまして、展望でお示しいたしました140万人というのが、重要な役割を担っていると考えておまして、農業就業者の確保に向けて、各種施策を講じていきたいというふうにございます。

以上です。

○大橋部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、資料5について、技術総括審議官よりお願いをいたします。

○菱沼技術総括審議官 それでは、資料5、農業経営の展望についてを御説明させていただきます。

まず、1ページ目でございますけれども、この農業経営の展望につきましては、具体的な経営発展の姿などについて、農業関係者の方が具体的なイメージを持って取り組んでいただくというようなことで、お示しをしているところでございます。今回の農業経営の展望の作成に当たりましては、担い手であるとか労働力の確保がますます困難になるという中、家族経営を含む多様な担い手の方が地域の農業を維持・発展できるように、新たな技術などを活用した省力的かつ生産性の高い農業経営モデルを、主な営農類型・地域別に提示するというのを考えてございます。

現行の27年に作成した経営展望につきましても、今回の経営展望につきましても、他産業に比べて遜色のない所得が得られる農業経営の姿、これについて営農類型毎に示しているという点は同じでございますけれども、今回の経営展望の作成に当たりましては、新技術を導入した省力的かつ生産性の高い意欲的なモデルだけではなくて、例えば現状を踏まえた標準的なモデルであるとか、スマート農業機械の共同利用であるとか、作業を外部委託する、こういったモデル、更には複合経営モデル、こういったものを作成をして、計37モデルをお示しするというにしております。また、併せまして、新たなライフスタイルを実現する取組であるとか、規模が小さくても安定的な経営を行って農地の維持、地域の活性化に取り組む事例についても、提示することとしてございます。

ページ、2ページ目を御覧いただければと思います。右の方に活用方策について記させていただいておりますけれども、具体的には都道府県の基本方針でありますとか、市町村の基本構想、こういったものを見直す際の参考として御活用いただくと。地域それぞれの実態に応じて、モデルの作成に当たっていただければというふうに考えてございます。

3ページ目以降に、その概要についての一覧を37モデルについて記してございます。それぞれ具体的には11ページ目以降を御覧いただければと思います。こちらに1枚毎にそれぞれのモデルの状況について記載してございます。例えば、モデルのポイントであるとか技術・取組の概要、こういったものについて記述させていただいて、それぞれの経営発展の姿であるとか試算結果、あと下の方に、具体的にどういった技術を導入しているのかというふうなことを記させていただいてございます。

例えば、この11ページ目の①のモデルにつきましては、労働力の制約によって規模拡大が難しい平場、家族経営と、そういった条件の中でこういった試算を行ったとか、そういったことを記させていただいております。また、12ページ目のモデルの②につきましては、比較的条件の良い平場でスマート農業機械を導入して規模を拡大すると、こういったモデルについて記してございます。それぞれ37モデルについて、同様な考え方でお示しをさせていただいているという状況でございます。

それで、またページを少し飛んでいただきまして、48ページ目以降でございます。こちらについては、冒頭申し上げたように、多様なライフスタイルや地域の活性化等に寄与する取組事例ということ

で、例えば半農半Xの取組であるとか、中山間地域の特性を生かした複合経営、また、棚田等の地域資源を活用した取組、定年帰農、こういったものについて、50ページ目以降から10事例載せてございます。こういったことを提示することによって、地域でこういったものを活用して、モデルの作成に当たっていただきたいというふうに考えてございます。

私からは以上です。

○大橋部会長 ありがとうございます。

それでは、最後に、資料6についてということで、総括審議官よりよろしくお願いたします。

○浅川総括審議官 資料6を御覧いただきたいと思います。新たな食料・農業・農村基本計画の検討における国民からの意見・要望についてになります。

国民の皆様からのこの次期基本計画の検討に関する御意見・御要望については、昨年の9月6日から今年の2月末日までの間、農水省のホームページと地方農政局などの窓口にて受け付けるとともに、各地で実施する説明会などで把握した現場の声の集約も行って参りました。最終的には3,138件もの御意見を頂戴いたしました。この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。

内容についてですが、1ページに御提出いただいた意見の分野をまとめたものです。特に、食の安全や食品の信頼確保に関する事項、農業生産に関する事項、食料自給率・自給力や食料安全保障に関する事項について、多く意見を頂いているところでございます。

特に件数の多かった御意見・御要望については、次のページにまとめてあります。具体的には、食育や農林漁業を学ぶ機会に関する御意見や、種苗法の改正や農薬に関する御意見、小規模家族経営の位置付けに関する御意見、新規就農者への支援に関する御意見、収入保険制度や経営所得安定対策などに対する御意見、アニマルウェルフェアに関する御意見、有機農業の推進に関する御意見、災害時の援助体制や災害に強い農業の構築に向けた御意見などを頂いております。それぞれ計画の該当する場所に趣旨を踏まえた記載を盛り込むほか、御意見が多かった施策については、今後とも丁寧な説明や情報提供に努めていきたいと考えております。

以上です。

○大橋部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの御説明を踏まえて、意見交換に入らせていただきたいと思ます。

本日の意見交換、パートを区切らずに御意見いただければというふうに思っております。これまで委員から貴重な御意見をいただきまして、そうした項目、各所に盛り込んで作成したというふうに認識しておりますけれども、内容の確認の御質問も含めて、御意見ある方は是非挙手をお願いしたいと

思います。

なお、資料1が今回の基本計画ですけれども、副題を付ける欄があります。まだ副題、どれにしようかということで、候補案のたたき台として机上配布で、皆様方、一部の委員から御提案いただいたものを順不同で並べさせていただいております。これらの案にかかわらず、もしこの副題についても御提案ございましたら、是非頂ければと思います。

それでは、以上ですが、御意見あれば是非頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、有田委員、お願いいたします。

○有田委員 昨年から募集された意見の中で一番多かったのではないかと考えられる、種苗法の改正についてです。消費者団体が、非常に心配しています。また、大学の先生、専門家の方などの講演会や学習会で改正は非常に問題だというお話をお聞きします。改正内容が誤解されて伝わっているのではないかと感じることもあります。種苗法改正について、今後どのように丁寧に理解していただこうと考えていらっしゃるのか教えていただきたい。もう一つは、どういう属性の方からのご意見があったのか、属性を教えていただきたいと思います。

○大橋部会長 早速御質問なので、是非頂ければと思いますけれども、よろしいですか。

○杉中食料産業局審議官 質問ありがとうございます。

まず、種苗法につきましては、3月に閣議決定をして国会に提出をしておりますけれども、大変多くの我が国の品種というのが海外流出をしているという中で、日本の強みである高品質な品種というのをいかに守っていくかという観点から、必要な対応をしたものです。その中の一つとして、自家増殖という、これが一番懸念があるものですが、これは農家が増殖した残りの種とかを翌年の自分の農業経営に充てるというものでございますけれども、まず、国際条約で立法上はそこについても育成者権が掛かるということなので、今回そこについては、原則、育成者権者の同意をもって増殖をするということに変えていこうというふうに考えています。

その理由としては、海外流出の一つのルートとして、この自家増殖をされたものが海外に流れている可能性がある。それを突き止めようとしても、通常、知財権のものってライセンスをして管理することなんですけれども、ライセンスをしてない人が複製をするということで、分かりにくいということがあると思います。

先ほどの御質問についてですけれども、この必要性と、あと、増殖自体はほとんどの場合はちゃんと正規に購入をしたりということもありますし、あと、自家増殖自体が禁止をされるというわけではなくて、必要な場合には育成者権者が許諾をすればできるということもありますので。あと、ほとんどの品種は、特に種取りをしてというのは、地元で有機でこだわりを持っていらっしゃる人というの



は、種苗法の対象である知財権のある登録品種じゃなくて、一般品種で知財権がないものでございますので、そういった形の影響は小さいと。あと、許諾を得る場合等についても、できるだけ負担が掛からない形でできるような形で手続を簡素化していくというようなことについて、我々としてもしっかり説明をしていきたいというふうに考えております。

とにかく心配が多いということは我々もよく認識しておりますので、その必要性和、あと、その関連で農業者等の負担が増えないというようなことについては、留意していきたいと考えております。

○浅川総括審議官 それから、国民の皆様から頂いた御意見についてなんですが、私は全部目を通しましたけれども、年代から見ますと、60歳以上の高齢者の方の御意見の割合がとても高かったと考えております。また、属性ということになりますと、やはり農業関係者、これは農業者の方若しくは農業団体の方の御意見がほとんどでございます。それと、もう一つ大きなグループとしては地方公共団体。ですから、この地方公共団体と農業関係者でかなりほとんどの部分を占めていたと思いますが、ごく少数ですけれども、食育とかそれから食の安全性といったところになりますと、学生さんですとか一般消費者、恐らく30代から40代ということなので、主婦の方とか、そういう方かなと思うんですけども、こういう分野に限って言えば、こういう方たちからの御意見もございました。

ちょっと雑駁な説明ですけども、以上です。

○大橋部会長 誤解については、是非周知して正していかなくちゃいけないという、そういう努力、続けなくちゃいけないと思いますけど、今ので有田委員、よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、他の御意見あれば、頂ければと思いますけれども。

それでは、三輪委員の次、中家委員でお願いいたします。

○三輪委員 御説明ありがとうございました。

まず、これまでの議論を含めて、また丁寧に反映いただきましたことを感謝申し上げたいと思っております。また、今、新型コロナウイルスの問題のところ、農水省の皆さんにおいては、早速いろんな手を打っていただいているというところについても、いろんな農業者の方々、関連食品事業者の方からも、非常に有り難いというふうなお話を私も聞いておりますので、是非こういうふうな形で迅速な対応を継続していただければ幸いです。

今回のところで1点、輸出のところについて少し御意見を申し上げたいなというふうに思っております。

私自身の意見として、非常に旺盛な海外の日本産の食品・農林水産物に対する需要がある中で、意欲的な目標を立てるということについては、賛成でございます。一方で、この5兆円という大きな数

字の中で、これから恐らく細かい内訳等を設定していく中になっていくと思いますので、その中でいくと、例えば国内の国産需要とのバッティングがないのかとか、そういうふうなところを細かく見ていく必要があるというところについては、是非、定量的な形でしっかりと御検証いただければなと思っておるというところでございます。

今の約1兆円という、非常にこの時点でも意欲的な目標だったと思うんですが、それがかなり見えてきたという段階ですが、その段階でいくと、まだ国内の生産額若しくは消費のところから見ると、1桁パーセント、下の方ですよ。という形なので、まだどんどん伸ばせるという形なんです。実際に5兆円という形になってくると、国内生産量の今度は何割という、1割ぐらいだと思いますが、という形で出ていく形になりますので、イメージ的にはヨーロッパ諸国が農産物を輸出しながら輸入もするという、インとアウト両方が盛んになっていくイメージにかなり近しくなってくるんだらうというふうに思っております。かなり前の企画部会で私は申し上げたと思うんですが、例えばフランスは、高いワインを世界に輸出して、安いワインを、テーブルワインを輸入しているというふうなお話を申し上げましたが、それに近いような状況も出てくると思いますので、その部分については、消費者、国民全般にもきちんと意見を聞きながら、具体的な策を練っていく必要があるのかなというふうに思っております。

増産の余力から国産ニーズを充足していく中のあまりの部分が増産余力になっていくところだと思んですが、今の自給率、生産額ベースの自給率の目標の増産分が、ほとんど輸出に仕向けられてしまうぐらいのインパクトがある数字なのか。すみません、私の方で数字、しっかりと検証してないので分からないところですが、そういう形になりますので、その中でいくと、基本計画の中で掲げられている国内での需要喚起等を含めて、若しくは国産への代替等とのハレーション、バッティングがないのかというところを、是非御覧いただければと思っております。

あとは、量だけではなくて、単価を上げていくとか、より高く買ってもらえるような方々に対して売っていくという形もあると思いますので、単に10トン作ったら10トン出すという話ではもちろんないと思いますので、そこ全体を含めたトータルでの御検討を是非頂ければというふうに思っております。

あと、1点、細かいところで恐縮ですが、農産物の中、加工と農産物を分けてという形は、私もこちらは非常に見える化されて賛成なんです。是非、加工品の中でも国産原料を使っているものがたくさんあると思いますし、逆に言うと、今、輸入原料を加工しているものから国産原料に切り替えていこうという取組をされている食品メーカーさんとか地域の取組がたくさんありますので、そういうふうなところもエンカレッジできるような形で今後、詳細を御検討いただければ幸いです。

以上でございます。

○大橋部会長 ありがとうございます。

それでは、中家委員、お願いいたします。

○中家委員 ありがとうございます。

今回のこの基本計画の原案は、我々 J Aグループの提案や企画部会で議論されたことを、ほとんど盛り込んでいただき、本当にありがとうございます。評価をさせていただきます。

そのうえで5点申し上げます。1点目は、飼料用米の生産努力目標は令和12年度までに70万トンとされていますが、令和7年度までに110万トンという現行計画の目標と比べると大幅に下がっています。直近の生産数量が43万トンということからすれば、実態をふまえた数字という思いはしますが、生産者に対して、目標が下がったということが、飼料用米生産に対する国の姿勢が少し弱くなったかのようなメッセージにならないか懸念されます。70万トンという目標の達成は大変かもしれませんが、今後とも飼料用米の増産を強力に進めるという姿勢を示していただけたらと思っております。

2点目は、今、三輪委員からもございました輸出額目標の5兆円についてであります。輸出を伸ばすことは非常に有り難いことですし、何とか目標を達成していただきたいという思いはありますが、一方では、加工食品を除いた農産物の輸出は、直近で2,606億円です。これを、10年後に5兆円のうち農産物は1兆4,000億円ということで、1兆円以上を伸ばすことになるわけです。一方で、直近の農業産出額は9兆円ですが、この伸び代全てを輸出に仕向けるぐらい、本当に力を入れて取り組まないと目標達成は厳しいと思います。令和12年の農地面積の見通しが414万ヘクタールということで、直近の面積から大幅に減少することが見込まれています。さらに、担い手や農業就業者も大幅に減少、生産基盤が弱くなる可能性もある中で、それだけの輸出量を生産する力があるのか懸念があります。どちらかといえば、私は、輸出も大事ですが、国内需要に対応することも大事と考えています、そうしたことは今後、具体的な数字でもって検証していただけたらと思っております。今申し上げましたように、輸出を伸ばすことは望ましいことですし、新たな農林水産物・食品輸出本部もできてございますので、本当に全力を挙げて取り組んでいかないと、目標達成は非常に難しいと感じました。

それから3点目は、前から申し上げてございますように、輸出拡大が農業者の所得にどれだけ貢献しているかが、農業者自身に理解されていないという声を聞くことが結構ありますので、分かりやすく示すことができたらと思います。

それから4点目は、国民運動や国民的合意の形成について新たに項目を立てて頂いたことは、本当に感謝申し上げたいと思います。このことが今回の基本計画の一つの大きな目玉になると思いがます。また、今回、プロジェクトというものが基本計画の至る所でみられます。今回の基本計画の実践に向

けて、プロジェクトに大いに期待をしてございますし、我々JAグループも可能な限り参画し、努力もしたいと思っておりますので、もしこのプロジェクトの体制や開始時期制度等について、何か具体的なイメージがあれば教えていただきたいと思います。

それから5点目、これも前回から申し上げますが、荒廃農地の発生防止に加え、優良農地の確保が非常に重要だと思っております。特に転用の関係では、現場では転用を規制するというのは非常に難しい部分があることから、農地を新たに造成するという形で農地を維持することができないか、そういう基盤整備が必要ではないかと思っております。

以上、5点意見を述べましたが、冒頭申し上げましたように、今までの議論も含めて基本計画を取りまとめていただいておりますことにお礼申し上げます。ありがとうございます。

○大橋部会長 ありがとうございます。

後ほどちょっと御質問にはお答えいただくとして、大山委員の方の挙手がありましたので、お願いいたします。

○大山委員 この基本計画の今、原案を今日お示しいただきまして、様々な議論で事務局の方々が取りまとめられて、その御努力に敬意を表するところであります。お疲れさまでございます。これから詰めの議論ということですが。

今、三輪委員と中家委員から意見と指摘がありましたところで、本文の31ページの輸出額、令和12年、5兆円の話ですけれども、黄色で3行書いてあるその一つ前のところの食産業の海外展開の促進というところは、私はこの専門委員の前に、去年の夏まで企画部会で様々な農業者の方の話を聞く機会をいただき、その中で、やっぱりその生産基盤を日本国内で充実させることも一番根幹で大事なんですけれども、例えば本社は日本、それから事業展開のいわゆる生産基盤は海外というような例もあり、そこに従来型とは違うファイナンスが付いて、展開をして、広く収益を上げている例なんかも見せていただきました。そういう意味でいうと、このウのところは、新たな新機軸の視点をきちっと書いていただいたんじゃないかなというふうに思っており、評価するところです。

先ほど三輪委員と中家委員から御指摘があった令和12年の輸出額5兆円をどう見るかという点は、私個人としては、国内生産基盤の弱体化をさせない、強化も含めて、やっぱり野心的な目標、意欲的な目標は目標なので、今回の計画には、諸情勢がいっぱい難しいものがあったとしても、これはきちっと銘打っていくべきだと思っております。ただ、専門的に、三輪委員もおっしゃったように、それが途中経過の中で、数字ありきじゃなくて、国内での需要とか国内での生産の実状や現状と併せてつぶさに潰していくというのは、経年的にというか、毎年的にというか、何かそういう定量的な分析は必ず必要かなというところは全く同感でございます。ただ、この野心的・意欲的な目標は、私は掲げておくべきで

はないかなと思います。

それから、中家委員がこの委員会の最初にもおっしゃって、途中でもおっしゃって、私も全く同感の、本文の67ページの国民運動ですけど、とにかく国民に食べていって、生命の基本であることを理解していただくことが大事というのは、全面的に賛成なんですけど、ちょっと見出しが、口さがない人たちとかが国民運動の展開を通じて国民的合意という、ざっくりばらんに言いますけど、お上が運動をやるぞと言って、国民に理解と合意を強制的に促すみたいな、そういうひねくれて取る人も世の中にはいるのをちょっと懸念する。僕も迷っているんですけど、昔の産めよ増やせよみたいな、そういうふうに変に取る人がいるのをちょっと避けたいかなというので、例えば見出しは、「国民の理解促進を通じた国民合意の形成に関する施策」とか、ちょっと柔らかくして、ただ、この本文に何度も何度も国民の御理解と支持とか合意というのは、すごく丁寧に優しく、すごい意味じゃ腰を低く「御理解いただく」という表現が柔らかく出て、全部読んだんですけど、いいと思います。

例えば、この67の23行目とか、小手先かもしれませんが、「新たな国民運動的な展開を推進する」とかの表現にして、ちょっと和らげる手があるかなという。私の気持ち的は、もう、ぎんぎんに、がんがんに、国民運動で進めていかなきゃいけないというところなんですけど、一応、文字が永久に残っちゃって、何かいちゃもんをつけるような向きがあるといけないので、ちょっと見出しのところだけ、本文では御理解と国民運動的とかと入れて、ちょっと何か霞が関文学的、小手先みたいな失礼な感じのことを言っちゃうかもしれないですけど、そこは迷いながらちょっと思ったところがございます。

でも、基本的に、国会の委員会の議論とか聞いていても、農水委員会の場合、農業に関する場合は、何かためにするような議論で非生産的なやりとりとかあまりないので、僕は大丈夫かなと思うところもあるんですけども、ちょっとその辺が若干表現上の懸念ということで、お伝えさせていただきます。一旦文字になっちゃうと、それでお上が運動を無理やりさせて、合意を無理やり作らせるぞみたいに取る人そういうふうに見える方にもやっぱり御理解をちゃんと頂くための表現というのは、あってもいいかなと思います。

すみません、以上でございます。

○大橋部会長　じゃ、近藤委員、いかがですか。

○近藤委員　今までの議論を踏まえて、この骨子案というか、原案が作られてきたわけですけども、ちょっと気になるのは、非常に枝ぶりを気にし過ぎて、肝心の幹の部分が少し弱いのではないかと思います。章立てでいうと、第1と第3のところに関係をしますが、基本的には食べ物を作っているわけで、輸出するにしても国内消費をもっと伸ばすにしても、やはり価格では国際競争力、なかなか勝

てない分野がありますが、食べ物ですから安全と安心をどうやって作っていくか、それから、地域政策としては、環境との関係をどういうふうにバランスとして取っていくかという意味では、何回か今までの委員会で申し上げておりますけども、やっぱり環境と農業の関係をもう少し骨太に、できれば第1章辺りにぼんと持ってきて、そのためにこういう枝葉が必要なんだというふうな理論構成が、あった方がいいのではないかなという気がします。

やっぱりこの間、中国の人の話を聞いたら、日本から帰る時、お土産を持って帰るとしたら何が欲しいかと聞いたら、お米が欲しいと。中国のお医者さんというのは科学者ですから、中国のお米は非常に重金属に汚染されているのを十分知っておられて、日本の米が欲しいとおっしゃったということを知りましたが。それに対して日本が海外に輸出をしようとする時に、安心だからやっぱり高くても買ってくれるという構造があると思うので、そういう意味では、何で、どういった意味で安心かという政策を、細かい枝葉ではいっぱい、GAPを推進するとかいろいろありますけども、そうじゃなくて、大きな宣言として、日本の農業はやっぱり環境農業を推進するんだと、それが結果的に輸出を促進するし、国内消費も国産との違いをちゃんと主張するし、環境にも寄与するんだということを、きちっと書くべきじゃないかなというふうに思います。それが結果としての輸出促進につながっていればいいなというふうに思います。

それから、現実、我々は現場で農業をやっているわけですけども、ここはやっぱり5年間の間の大きな違いは、農地に対する農業者を含めた認識の違いというのは相当、今までとは180度ぐらい違って、今までは、空き地があれば何かばかい合って取ろうとしたのに、今、家の隣の農地が出て、我々の次の世代は「要らない」と言うんですよね。「何すると」って、「もう耕さんでしょう」と、「耕そうとしても、人手がおらんでしょう」と。やっぱりここの違いは大きいですね。それが不在地主を増やしていたり、荒廃農地が増えたりという結果になっていますので、もう少しここの、これは枝葉の話で、具体的な政策をもう少し強めていかないと、ここに目標で示された農地の確保というのは多分、私は典型的な中山間地ですけども、特に厳しいのではないかなというふうに思います。

それから、生産を維持する上での労働力、現在、コロナウイルスで、ちょっと3月の年度末を控えて、外国人の技能実習生が来るの来ないの帰れないのという問題が起きていますけども、やっぱり施設園芸なり耕種農業は人手がなくては日本のマーケットで通用するようなものは作れませんので、ここのところも、一応バランスとしては政策的に書かれておりますけども、認識をちゃんともうちょっと高めておいた方がいいのではないかなという気がします。

以上です。

○大橋部会長 ありがとうございます。

それでは、中谷委員の順番でお願いします。

○中谷委員 ありがとうございます。中谷です。

今日お出しいただいた基本計画の原案、いろいろと細かいところまで含めて、これまでの議論を反映していただいたというふうに考えております。大変な御苦労だったと思います。感謝申し上げたいと思います。

その中身についていくつかお話はあるんですけども、その前に、今日、多くの方々、胸に花を刺されていて、多分、新型コロナ対策のためでしょうけれども、こういうのも世間ではやれば、新しい市場開拓になるなと感じました。皆さん、それぞれお花を選ぶ時のいろいろ好みとかもおありになるんだろうなと思って、見ていたところでした。ひよんなきっかけからこういう新しいマーケットが開拓される可能性を見た思いがします。

それは閑話休題ですけども、具体的な中身として、小さいところを一つと中くらいのところを一つと大きいところで一つ、三つ御意見を言わせていただければというふうに思います。

1点目が、この基本計画の案の64ページの(2)の③のところ、農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策というところで、これは主にため池ですとかかんがい用のダムとかを想定された部分だというふうに思いますけれども、こういったところに、通常の田んぼのあぜをきちんと整備するだとか、あるいは用排水路をきちっと日頃から整備しておくとか、あるいは明渠なり暗渠なりの排水設備をきちっと整備しておく、日頃からの小さなところのメンテナンスも含めて、書き込むことができるんじゃないかなというふうに思った次第です。随分前に農業の多面的機能の議論が最初に出てきた頃に、水田の洪水防止策というのか、水田の洪水防止効果というので、何兆円だか何十兆円だかという試算が出てきたと思いますけれども、そういう機能をきちっとここに書き込むこともできるんじゃないのかなというふうに思ったところでした。それが1点目です。

それから、2点目ですけども、2点目は、具体的にどこの箇所というわけではないんですけども、全体的な印象として、輸出市場の開拓というところで、輸出関連に関してはマーケットの技術というのが結構あるんですけども、国内の農産物の流通あるいは農業用の資材の流通その他に関して、マーケットとか市場というのを意識した記述がとても少ないなという印象を受けました。この辺はこれをどういうふうにして欲しいということがあるわけではなくて、ただ、そういう印象を受けたというところをお伝えしておきたいというふうに思います。

それから、3番目、これは大きいところになるかと思いますが、自給力指標のところ、具体的な形でいろいろ図も含めてお出しいただいたことは、これはとても分かりやすくなってきたというふうに思います。この辺はすごく感謝申し上げたいと思います。

一方で、自給率に関して目標を出すことになっているわけですが、多分そろそろ自給率というのがどの水準が望ましいのかというのを本格的に議論する時期に来ているのではなかろうかと思えます。これは次期の基本計画の中にその議論を当然盛り込むことはできませんけれども、この先を見据えた時に、日本の自給率というのはどのぐらいが望ましいのかということ、農産物の輸出のことも含めたりとかしていくことが必要なんではなかろうかというふうに思っているところです。

ただ、自給率自体は、結局、消費者であれば、ある種の制約の下での自分の満足感というのか、効用の最大化をした結果、いろいろな食品を選んで、それは国産・外国産を含めて選んだ結果だし、企業活動で見れば、利潤最大化という枠の中で、国産の原材料をどのぐらい使うのか、あるいは輸入のものをどのぐらい使うのかといったことが反映された結果の自給率だというふうに思いますので、それを何か具体的に目標を立てて、こういうふうに変えていくんだというのは、恐らく相当難しいことだと思うんですね。

そういう議論も必要だと思うんですけども、それ以外に、せっかくこの自給力指標というのが出されていますので、国として自国の食料をどの程度賄えるのか、きちんと賄えるのかという指標として、やはりきちんとした位置付けをしていく必要もあるのではなかろうかというふうに思っています。

きちんとした位置付けは具体的にどういうことかという、現状の多分、基本法では自給力指標について何も触れられていませんので、何らかの形で法律の中に、基本法の中に触れていくようなことも必要なんではなかろうかと感じています。これは次期の計画ではなくて、その次以降の話にはなると思いますけれども、そういう点も含めて、是非、今後御検討をしていただけないかなというふうな要望です。

以上です。

○大橋部会長 ありがとうございます。

それでは、堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 堀切です。ありがとうございます。

大変な大作だなというのが最初の印象ですけども。私は、この審議会に出させていただいて、皆さん方のいろんなお話を伺って、私は需要者サイド、あるいは私自身も一消費者の立場でいろいろ意見を申し上げてきたわけですが、逆に、自分が、需要者サイドがいかに農業・農村に対して無理解であったかということ、改めて自戒を込めて申し上げるわけですが、それだけに常にやはり需要があって生産・消費があるんだということ、原点に返って考える必要があるんじゃないかということで、需要者サイドからのいろんな意見を申し上げたわけでありまして。そういう意味で、今回のこの基本計画の骨子の中に、先ほど中家委員もおっしゃいましたが、やはり国民的な理解あるい



は合意の形成というものが、きちっと章立てを立てて語られているということは、現在の基本計画から見て、非常に大きな進歩があるのではないかと思います。

ただ、大事なのは、基本計画原案はこれでいいとして、これをどうやって国民の理解を得るかということが本当に大事なことであって、現在のこの基本計画のガイドブックを読んでいますと、これは非常によく、この薄さでこの内容、現在も同じような厚さの内容だと思いますけども、よくまとまっているなと思いますけども、あまり国民的理解を得ようというような内容ではないんですよね。これを非常にコンパクトに分かりやすくまとめたという印象ですね。ですから、是非、当然こういうガイドブックなり、あるいは教材的なもの、あるいは、もっと言うと映像化したものとか、そういった工夫を本当の意味での国民の理解を得るためのそういうツールですとか、そういったものを活用して、本当の意味でここで語られている国民的理解、合意の形成ができるように、今後お願いをしたいと思います。

それから、この副題のというのは、いいんですか、言っちゃって。この1番目の「人口減少時代の農業・農村と食料供給」、これは今と同じですよ。これじゃ何のために議論してきたか分かんないんで、私の個人的な感じだと、ざあっとこれ、たたき台作った方もすごい苦勞されているんじゃないかなというふうに思いましたけども、私はやっぱり7番目の少し未来を感じさせるような、「我が国の豊かな食と活力ある農業・農村の未来への継承」、これが今までの議論に一番合っているのかなというふうな感じがしましたので、それを付け加えさせていただきます。

以上です。

○大橋部会長 それでは、柚木委員、お願いいたします。

○柚木委員 ありがとうございます。

私も、今ほど委員の皆さんから話がありましたように、大変、現場目線でそれぞれの段階に応じた分かりやすい書きぶりになっているというふうに思っております。取り分け、食料の自給率、それから自給力のところも、非常に整理をされて、分かりやすく書かれたというふうに思っております。

何点か私の方から、ちょっと気になる点がありましたので、また質問になる部分もあると思いますが、お願いしたいと思います。

一つは、42ページのところであります。

先ほど、近藤委員の方からもありましたけど、外国人材の関係のところなんですけど、農業の労働力の見通しのところとの関係で、たしか前の議論の中でも、この労働力の関係には外国人材の方も一定程度考慮して見通しを考えているということで、受け取ったんですけど、この辺がどうなのか。農業労働力の見通しの中に、外国人材のところは考慮されているのかどうかということをお聞きし

たい。42ページのところの書きぶりとして、特定技能制度によるというふうに書いてあるわけですが、技能実習制度は労働力ということではないんですけど、技能実習制度と特定技能制度というのは一定程度、連動した形で運用されているというふうに理解しております。その辺のところを踏まえると、技能実習制度で入っていらっしゃる方、相当、今、現実にはいらっしゃるわけでありまして、その辺のところを、現場目線としても、その技能実習制度という言葉が入ることが必要ではないかと感じております。

それから、2点目は、その下のところで、人・農地プラン、ここについては、実質化された人・農地プランに基づく取組ということの表現が入って、これを具体的に実行していくというところが非常に大事だということのメッセージが伝わる中身になっているわけでありまして、その中で、担い手への農地の利用集積、この担い手は前段で具体的に、ここで言う担い手の定義ということで、いわゆる効率的・安定的な経営、認定農業者等が具体的に書かれているわけで、それに加えて、この「さらに」というところで、それ以外の経営体というふうなことで整理をされていると思います。

これは、今進めている人・農地プランの中では、言葉としては中心経営体という言葉が使われているわけでありまして、そこら辺が現場に下ろした時に、これを含めて中心経営体として地域の実態に応じて捉えて、その地域を担う人材として位置付けをしてくんだというふうなことが、もう少し伝えるような文言が考えられないのかなというふうに思いました。

それから、3点目は、その隣、43ページの農地のところでございます。先ほど中家委員からもお話があったとおり、転用との絡み、それから、農地が農地でなくなるもう一つの理由が荒廃農地ということでございます。この荒廃農地のところの対策を、これからこの土地利用の在り方プロジェクト等も含めて、具体的な議論が行われるということだというふうに思っているわけでありまして、農地面積の見通しの考え方の資料の中で、この荒廃農地の発生防止、解消に関する施策という中で、特に今、現場では中山間地域の農地の荒廃化、また、これがなかなか利用できないというところが問題になっているというのは、これまでも議論としてあったわけでありまして、ここに対して、中山間地域等の直接支払制度、これが令和2年から5期対策に入るということで、ここへの期待は非常に大きいわけでありまして、いわゆる荒廃農地になっている土地として田と畑と分けた時に、1月でしたか、この企画部会でもありましたように、荒廃農地の割合としては畑が非常に多いというのはデータ的にも示されたわけでございます。一方で、この中山間の直接支払いの交付が行われている面積を見ると、水田が約8割を占めておりますので、畑は2割ということになります。荒廃農地を少なくしていく、発生防止をしていくためにも、畑の部分に対して、どういうふうに更にやっていくのかということが非常に大事なポイントになるのではないかとこのように思っております。是非その点、有機農業と

かまた放牧・飼料生産というふうなことも含めた多様な農地の利用方策ということも書かれておりますので、そういう観点から、畑の方の荒廃農地の防止対策というところを、一つポイントに入れていただければというふうに思っております。

最後になりますけど、57ページのところです。バイオマス・再生可能エネルギーのところなんですけど、バイオマス発電、それから小水力発電、その後に営農型の太陽光発電となっております、あえて営農型と入っておりますので、我々も、この営農型というのは、下で農業をやりながら上で発電もしていくということでございます。今、たしか下の面積を含めて、400ヘクタールぐらいいっていると思いますけど、ここはあえて営農型ということがなぜ入ったのか、私としては、ここは一般的に太陽光発電等の再生可能エネルギーということにさせていただければというふうに思っております。

営農型ということになりますと、現場の方では優良農地がそのままその上に施設をやると、なかなか下の方で十分な生産が行き届いてないという問題、課題もかなり出てきている部分でございます。太陽光発電を否定するものではありませんけど、優良農地の確保の観点からここは一般的な転用も含めた太陽光の発電のところでは整理をしていただいてもいいんじゃないかというふうに思いましたので、御意見を申し上げます。

以上です。

○大橋部会長 ありがとうございます。

それでは、引き続いて、凶司委員の後、じゃ、染谷委員でよろしいですか。

○凶司委員 ありがとうございました。

取りまとめに関しては、事務局の皆さん、多大に御苦勞を掛けたと思います。その分、これまでの議論を盛り込んでいただき、大変感謝しております。その上で、字面にこういうふう落ちてきましたので、ちょっと細かいところもありますけれども、少しコメントさせていただきます。

私は農村の部分を中心にこれまでもコメントをさせていただきましたし、その分もかなりの部分、中身に反映を頂きましたが、先ほど近藤委員の方から、枝ぶりを気にし過ぎて、幹が弱いんじゃないかという御指摘がありました。農村のところもそういう印象を受けました。

55ページのところからが農村の部分になるんですけども、冒頭のところが恐らく毎回の基本計画の中で、今期どういう展望を描いていくかという意味では、非常にそれを示す大事なパートだと思うんですけども、正直申し上げて、現行の基本計画からすると、ちょっとトーンダウンしたかなという印象を持っています。というのは、一つは、現行の基本計画で「田園回帰」という言葉がしっかり鍵括弧付きで出たということは、私は非常に注目しております、そういう意味で、この間の現場の様子を見ると、むしろその動きはどんどんすそ野を広げているということは、この会議の中でも

再三お伝え申しております。しかし、時期の文章では恐らく全体通して、「田園回帰」という言葉は落ちていると思うんですね。

そうすると、冒頭のところで若干触れていただいていると思うんですけども、やはりその動きがしっかり太くなったり、大事にしていくというところは、ある意味、現行計画をそこはうまく引き継いだ方が私はいいのではないかなと思いますし、あと、やはり大事なところはインバウンドの動きで、外国人の方々も農村まで足を運ぶような時代になったということは、恐らく現行基本計画からすると、もう一步広がりが出たもう一つの要素かなと思います。そういう意味では、その部分をしっかり今期どういうふうに打ち出していくのかということ意識した書きぶりにした方が、いいのではないかなと思います。

それは、55ページの冒頭が、一番最初のパラグラフでこちら側の資料には黄色でマーカーが入っているんですけども、正直申し上げると、ここは基本法をベースとして押さえているところではあるのですが、これは当然、前提ではあるんですが、その後、二つ目のパラグラフのところで、三つの柱で具体的な話がいきなり出てしまって、何でここをやるのかという間が抜けてしまっているのではないかな。基本計画の性格上、やはり次の5年、10年へ向けてどうするかというその時代背景をしっかり押さえておくことは必須だと思いますので、そこはもうちょっと補足を入れた方がいいのではないかなというふうに思います。

前の方にも、「地域政策の総合化」という言葉が鍵括弧付きで、今回の一つの売りとして出ているところからも、中身としては、三つの柱の中身は、現行計画から引き続き、順番は入れ替えながら強弱付けていると思いますけれども、踏襲するところでもあるので、それをあえて、なぜもう一度総合化という言葉でくくり直すのかということころは、やはり突っ込みが入るところでもありますし、大事な要素かなと思いますので、施策の背景みたいなところを、もう一度少しカバーいただきながら、文言も加えていただくとよろしいのではないかなと思います。それが1点目です。

2点目は、これは細かいところなんですけど、ちょっとこの間、私も議論の中に乗っけるのを落としていたんですけども、57ページの下のところ、都市農業の取扱いです。これは小さいんですけども、農村のパートとして毎回の基本計画としてすごい大事な要素だなというふうに私は思っております。今回は(1)の地域資源の活用、所得、雇用の機会のところに都市農業は入っているんですが、④の都市農業の文言を読んでいる限り、ちょっと座りがここだと悪いかなという印象を持っています。

やはり都市住民の皆さんとともに、都市の農地の活用なり、多面的な機能をどういうふう発揮させていくのかということころが、この間、大事な要素にもなっていますので、そういう内容を踏まえる

と、もしかすると（3）の新たな動きや活力の創出に据えた方が、目指すところが見やすいかなという感じもしております。ただ、（3）の見出しのところは「農村を支える」になっていますので、その場合は「都市と農村を支え合う」とか、文言は少し工夫が要るかなと思いますが、この辺は御検討いただければというふうに思います。

最後に、先ほどから議論に上がり始めた副題の話なんですけれども、私は今回、基本計画の文言を全体を読ませていただいて一番印象に残ったのが、「まえがき」の2ページのところの15行目辺りですか、「我が国の食と農の持つ魅力が国内外に輝きを放ち続けるものとなるよう、食料・農業・農村が持続的に発展し、次世代を含む国民生活の安定」云々という、これが本基本計画の重要なテーマであるとうたっていたことは、私は非常に心強く拝見いたしました。そういう意味では、ここにキーワードが詰まっていると考えると、先ほど議論にも出ていましたが、次の世代につなげていくであるとか、持続性のお話であるとか、ここでは魅力というキーワードが入ったりしていますけれども、やはりその辺を拾い上げたようなサブタイトルというものが、基本計画としてはふさわしいんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○大橋部会長 ありがとうございます。

それでは、染谷委員、お願いします。

○染谷委員 今回、基本計画（案）を見せていただいて、本当に細かいところまで、それぞれ担当が努力してくれたんだなと感心しました。ありがとうございました。

それと、いろいろ先ほどもあったんですけども、農地についてもありました。また、自給率についてもあったんですけども、自給率、これはいろいろな形の数字が出てきました。ただ、日本の農地は440万ヘクタールとなっていますけども、外国から穀物、飼料を輸入する、その輸入するものに必要な農地が1,000万ヘクタールを超えると聞いているんですよ。そうすると、日本の農地と外国の農地を合わせると、1,500万ヘクタール、それだけ必要になっている。というと、じゃ、この地球上にその70倍、80倍、農地が存在するののかといたら、ありっこないですよ。ということは、今、日本には外貨があって、そのお金でいろんな穀物が輸入できる。それで今の食生活が成り立っているということなんですけども、そういう、自分らが見れば、これは他の国から見れば、何というぜいたくなんだろうと、そう感じています。

その辺を考えて、やはり先を考えると、この440万ヘクタールの農地をフルに活用しなかったらいけないんじゃないかなと、そう思っています。いろんな数字が出てきていますけども、やはり農地を活用するという事は、農家そのもの、農業者そのものを、これは減らすんじゃなくて、増やしてい

なかったら、それが可能にならないんじゃないかなと思っています。いろんな形で、この基幹的農業従事者とか、また、企業に、会社に勤めている農業者、いろいろ出てきていますけども、それをもっと増やしていかなくちゃいけないんじゃないかな、そういうことを考えているんですけども。

そこで一つ問題なのは、自分としては、やはり農業をしながら何を誇りにしてやっていったらいいのか。また、今、いろんな形で米を作っていると交付金がたくさん出てきます。じゃ、その交付金がもらえるから、経営が成り立つからいい。そうじゃないと思うんですよね。やはり自分たちの努力でしっかりと経営が成り立つようなことを、目指していかないといけないんじゃないかなと思っています。

実際に、これはテレビの番組に出た時に飼料米のことを聞かれたんですよね司会者から、「染谷さんは飼料米に取り組みますか」と。その時、「自分はやりません」と言ったんですよね。要するに、自分で作った米そのものは、10円、15円。ただ、国がそこに交付金を出してくれるから、何とか成り立つでしょうということなんですけども、やはり自分が作ったものがタダ同然で、国から交付金が出るからということで、その時はそういう話をしました。ただ、やはり自分でいろいろ考えて、農地というもの、水田でも、それをしっかり維持していかなかったら、今後何があるか分からない。やはりその生産できる場所はしっかり維持しようと考えて、食用から飼料米を作る、これも一つ大事なとだなど考え直しました。そういうことがあって、農家がどうして農業をするのか、やっぱり自分自身、それぞれ誇りを持って取り組まなくちゃいけないと思います。

それで、この基本計画なんですけども、実際にこの基本計画を見て、農家がやはり、こういうことまで考えてやっているんだ、じゃ、自分も食料を供給することに誇りを持って取り組もう、そのことが大事だと思うんですよね。実際にこの基本計画が農水省から県に行き、また市に行き、農家にどれだけ届くんだろう。やっぱりその辺のところも今ちょっと考えていただきたいという点なんですけども、やはりこういうものを見て、農家がそれぞれ自分の職業として、また、その食料を供給する立場になって、そのことに誇りを持つ、それが必要じゃないかなと考えています。是非こういうすばらしい基本計画、農家一人一人に分かってもらえるようなことができたらと思っています。

以上です。

○大橋部会長 ありがとうございます。

それでは、他の委員の方で。

それでは、宮島委員、お願いいたします。

○宮島委員 どうもありがとうございます。

ごめんなさい、前半伺えていないので、もしダブったりちょっとずれていたら申し訳ないんですけ

れども、本当に議論の中身を丁寧に言葉で拾っていただき、取りまとめ、本当にありがとうございます。

一つは、前、ちょっと申し上げたように、普通の人がこれを全部読み切るのは苦しいので、一枚紙がすごく重要だと思うんです。多分、作られると思うんですけど、できればこの会議にも、この形の一枚紙でいいのかというようなことをお尋ねいただくチャンスが1回ある方が、うれしいです。というのは、これを丁寧にブレイクダウンした形では、逆にいっぱい並列になってしまって、伝わりたいことが伝わらない可能性もありまして、本当にそのちょっとしたワーディングとかで、全体の印象が全然違うという非常に大事な意味を持つのが一枚紙だと思います。是非、次の機会というか、最終的に取りまとめにくっ付けるというんじゃなくて、それも含めて皆さんの意見を聞いていただけると、うれしいなと思います。

次に、副題ですけれども、私自身は、今回、せつかく5か年計画、次のを作るので、前とどこが違うのかということがはっきり分かるような副題の方がいいかなと思いました。そういう意味では、もちろんどれも素敵なんですけれども、例えば人口減少とか、今までと同じもの、持続可能とかも、今までも言ってきているものをそのまま言ったのでは、今回の特徴を示している副題にはちょっとなりにくいかなと思っていて、今回の議論は、私が誤解していなければ、より時代とともに変わっていく食べ物、日本の食に関して支えるということと、あと、農業に物すごくいろんな人に来て欲しいという、活躍して欲しいというところは、一つのメッセージだったのではないかと思います。そういう意味では、箱の中の9に入っている、変化あるいは時代、多様な人みたいなことが入っているのいいと思います。あるいは、7番ぐらいですかね。できるだけ抽象的ではなく、今回の計画の中身を言うものが私はふさわしいかなと思います。

あと、もう一つ、これは質問にもなるんですけれども、主要品目の生産努力目標案という別の紙があります。いろいろな数字があって、素直に増えるものとか素直に減っていくものというのは意味が分かるんですけれども、飼料米に関しましては、例えば生産努力目標は実績は43で、令和7年は110なんだけど、令和12年は70に落ちるといって、どういう意味なのかがちょっとすぐには理解できない状況にあります。それで、今、染谷さんもおっしゃったんですけれども、飼料米というのは一般の人から見ると、やっぱりちょっと不思議な議論になりがちのところがあって、国のお金を投入しないと維持できない価格とか、これは本当にインセンティブになっているのだろうかとか、いろいろな議論になりやすいところだと思います。ですので、特に飼料用米に関して、私も事前レクなどでは伺っているんですけれども、できれば、こういった皆さんに御説明いただけるような場で、どうしてこのように上がって下がるみたいな数字になっているのかということを御説明いただければ、有り難いと思いま

す。

以上です。

○大橋部会長 ありがとうございます。

何名かの委員から飼料米について御質問あって、正に今、宮島委員からもあったので、もし事務局からよろしければその点も含めて。

じゃ、お願いできればと思います。

○天羽政策統括官 飼料用米の生産努力目標について、宮島委員、染谷委員、それから中家委員からもコメントを頂いたというふうに思います。

資料といたしましては、生産努力目標が12ページのところ、それから、説明文といたしましては49ページのところに書いてございます。今、宮島委員からお話しいただいたとおり、現行の基本計画、5年前に定めた時には、飼料用米の生産努力目標は110万トンという数字でございました。これは、当時、減っていく主食用米の需要分を、水田フル活用というのが一方の旗印としてある中で、全て飼料用米で対応していくと、主食用米の需要の減少分を全て飼料用米で対応していくという考え方で設定された目標値でございました。

今回、70万トンということでお示しをしているわけですが、これは、当時もそうですけれども、全体として水田を含む農地の面積が減少していく中であっても、主食用米の作付に代えて小麦や大豆、それはいずれも国産の需要の増加、国産の需要が見込まれるわけですが、小麦・大豆の増産を進めていくこと、それから、加工業務用の野菜ですとか高品質な果樹といった、私ども、高収益作物というふうに呼んでいますけれども、水田であったところ、又は水田で野菜とか高収益作物である果樹などへの転換にも取り組んでいくこと、それから、輸出の説明もあったと思いますけれども、海外のマーケットを取りに行くこと、米粉などの新たな需要の取り込みにも努力をすることといったことを念頭に置いて、このような取組を進めた上で、エサ米に取り組むということで、水田のフル活用を図るということにしているわけでありまして。

併せて、近年のエサ米の作付の動向も踏まえてというふうに49ページのところに書かせていただきましたけれども、5年前の計画以降、平成28年には51万トンまで行きましたけれども、平成30年は43万トン、令和元年産は、まだ公表していませんけれども、その43万トンよりも下がる水準になりそうであるというふうなことなど、近年の作付の動向も踏まえて、生産努力目標の数量を70万トンとしましたと。

一方で、この49ページのところにも書かせていただきましたけれども、エサ米はユーザーである飼料業界、特に鶏だとか豚だとかのエサに使ってもらっているわけですが、そういう需要サイド



の要請にも十分応えられるように、安定的な供給に努めていく必要があるというふうに考えています。基本計画の本文の中でそういう記述にさせていただいているわけでありまして。来年度の予算の中にも、エサ米などの複数年契約を支援する措置も講じているところでございます。

以上です。

○大橋部会長 よろしいですか。もし追加であれば。

○宮島委員 ありがとうございます。

そうしたら、方向性としては、田んぼを生かすという形として、飼料米に移せば、それでお金も入るからいいというんじゃないかと、極力いろんなものを作ることを、ニーズに合わせることを全力で努力してもらって、それでもやりくりがうまくいかないとか、そういうところに関して飼料米を作る。つまり、できれば、望ましいという意味では、将来は縮小する方が望ましいというようなニュアンスも含めてのこの数値というふうに理解していいでしょうか。

○天羽政策統括官 水田は、御存じのとおり、全国的に散らばっているというか、全国的に賦存しているわけでありましてけれども、麦・大豆の需要があるので、麦・大豆とか高収益作物の野菜だとか果樹というふうに申し上げましたけれども、湿田ですとか、その土壌条件によって、やっぱり仮に主食用米から他のものにシフトしていくにしても、稲によって転作をすると、主食用米でない米作りをしていくというふうなことが適切な地域も多いわけでありまして、もう長年にわたって生産調整を進めてきているので限界的なところまで来ているところもあるわけでありまして。

しかしながら、かといって、現行の基本計画のように、主食用米の需要減を全てエサ米に置き換えるというふうな考え方を取らずに、極力、最大限の努力をして、麦・大豆など需要のある品目に注力していったら、残りの面積はエサ米に取り組むといったことで、水田のフル活用を図るとというのが、本文には書いていませんけれども、担当の考え方でございます。

○大橋部会長 ありがとうございます。

まだ御意見いただけてない方、栗本委員、お願いいたします。

○栗本委員 ありがとうございます、栗本です。

私からは、ただの凡庸な一消費者としてと、あと生産者の視点から、ちょっと言葉の部分で3点ほどお話ししたいと思います。

1 ページ目のところなんですけど、黄色の線が引かれている部分なんですけど、ちょっと議事録にも残るので、あまり私の教養のなさは言いたくないんですが、漢字の部分で、「恵沢」と「裨益」という言葉が、非常に情緒的で、いい言葉ではあるとは思いますが、これが広く一般国民に対して、辞書も調べることなく、すっと、例えば「恵沢」でいえば、恵の部分は多分、分かると思うけれども、

そこに情けであるとか、そういうものが含まれている単語であるという、すごくいい字であることが伝わるのかというのが、やっぱりここが広く国民の理解につなげるための文章、一番のところじゃないのかなというふうに思うので、もう少し分かりやすくというか、表現してもいいのかなというふうに思いました。

次が、2ページ目のやはり黄色の部分なんですけども、今の世の中、新型コロナウイルスの話題であふれていますけども、その一文が入ったのはいいのかなというふうには思うんですけども、正直、明日で東日本大震災から9年がたちますが、この大震災が起こってからの9年間、振り返ってみると、本当に今まで想定外と呼んでいた災害が全く想定外ではなくて、想定内に含めなければならないぐらい連続して立て続けに起こっているという御時勢の中で、この新型コロナウイルスという表記だけではなくて、「コロナウイルスなど新たなる脅威」というのを、今日にも明日にも多分、違うものがまた出てくる可能性というはあると思うので、「新たなる脅威による」という、一つ入れた方がいいのかなというふうに思いました。

三つ目なんですけども、20ページ、食料自給力の指標の図のところなんですけども、これはすみません、これも庶民的な感覚かもしれないんですが、図2の一番上の幸せそうな顔をしている女の子のところの言葉の表現で、「国産品も輸入品も好きなものを食べられるよ」と書いてあるんですが、好きなものを食べられるために今、国産品と輸入品のバランスを取ってやっているのではなくて、豊かな食生活とか豊かな食卓を得るために今のこういう政策が取られていると思うので、「好きなもの」という表現がちょっと私にとっては引っ掛かる表現になりました。

最後なんですけども、輸出に関して、こちらは生産者の立場からすると、この5兆円という数字が何のためなのか、誰のためなのかというのが、ちょっと見えてこないというのが正直な感想です。農家にとって所得増というのは、目指すべきところだとは思いますが、この5兆円という数字が農家の所得増につながっている数字なのかというのが、やはり見えてこないというのが生産者としての立場の意見です。

以上です。

○大橋部会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 ありがとうございます。佐藤です。

まず、私、事例的な現場のちょっとお話をさせていただきます。

この計画が出来上がって、先ほども染谷委員がおっしゃっていたんですけども、県に下りて、市町村に下りて、それがしっかり取り組んでいけるように、やっぱりしていかなくちゃいけないという

ふうに思います。なぜかという、最近ちょっと自分が経験したんですが、補助事業に申込みしました。補助事業に採択されたんですが、実際にちょっといろんな資料を作っていましたらば、私どもは大分前からGAPに取り組んでおりました、借地と所有地というのを明確に分けていたんですが、実際に借地に関してなんです、闇小作という言葉が出まして、私はちょっとその意味が分からなかったんですが、ちゃんと農地法を守って農地を借りていなかったということで、早急に何とかしてくださいということで、何か所か通しました。その部分に関しては解消されて、今、着々と補助事業を受けるための進行している状況なんです、たまたま今回そういうことで、改めて自分自身が使用している農地の状況というのを確認することができたんですね。

これは多分私どもだけではなく、これからいろいろな面で、農業をしている人たちが、そういう場面に直面してくるのではないかなというふうに感じるところだったんです。なので、やはり決められたものがしっかり地域、各市町村でやっていけるような形になるのがやっぱり望ましいし、ますます地域できちんと取組がされればされるほど、理解、いわゆる消費者とか農業者の理解というのが深まっていくのではないかなというふうに感じました。

今回は、農地のこともそうだったんですが、我々は法人格で営んでおりますので、いわゆるこの補助事業を申し込んだ時点で、融資をしていただくという話になった時、表面的な事業継承をしてしまっていたので、名前だけ代表取締役社長でうちの主人の名前だったんですが、定款上、佐藤セイイチの名前が出ていないということで、そこも引っかかりまして、そういうものも全部直すような形になったので、昔、読み書きそろばんができていれば何でもできるというふうに思っていたんですが、読み書きそろばんだけではなく、やはりきちんとした情報をそれぞれが受け止めて、それをきちんと遂行していかななくてはいけないんだなというふうに今回非常に強く思ったので、事例として、あまりいいことではなかったんですが、お話しさせていただきました。

国民運動の在り方なんです、これもちょっと事例なんですね。SDGs、そのSDGsの全てをきちんとしゃべれるかどうかというのは、多分、知っている人はきちんと知っていると思うんですが、SDGsのこういうふうにしましょうねという話になった時に、実は私どものスタッフ全員に、バッジを配ったんですね。それをみんなが、うちのスタッフ全てが理解しているわけではなくて、ただ、この何色の部分が私たちの農業に関わっているのよというお話はしています。

でも、そのバッジを付けることによって意識が変わってくるというものがあって、今日、一番最初にここに来た時に何が一番目についたって、やっぱりその胸にあるお花だったんですね。全員付けているのかなと思うと、全員ではなくて、その話を会議が始まる前にちょっとお話を聞いたら、お花の農家さんが困っているから、多分、農水省の中の運動じゃないかというのを聞いたんですけども、

それと同じで、お金出して買われているかもしれないんですけども、意識するために付けたとかというので、多分、何も分かんなくても、付けることによって人から言われたり、「あら、あなた、それ付けて取組しているのね」とかと言われるきっかけにもなるし、あとは、何でそういうものが決められたのかという、個人的な知りたい意欲というのでも養われるんじゃないかなというふうに思ったので、是非この基本計画法が周知されるような国民運動というんですか、きちんとしていければなど、私自身も一緒に一国民としてやっていきたいなというふうに思いました。

ありがとうございました。

○大橋部会長 ありがとうございます。

それでは、有田委員、お願いします。

○有田委員 ありがとうございます。

いろいろと議論された中身がこの基本計画の中に盛り込まれてはいますが、やはり立場によっていろいろ読み込み方と考え方が違うのは当然だと思いました。

例えば、5兆円、それから自給率の問題もそうですけれども、これは何のためにしているのかという、その数字も含めて、分かりやすい、つまり立場によって読み込み方が違いますので、やはり説明をする時に気を付けていただきたいです。理解しやすいようにしていただきたい。例えば輸出をしたり、生産者の方が税金で助成を受けなくてもしっかり自立ができるような、つまり中間マージンというか、いろんなどこから搾取されるような形ではなく、しっかり、利益を出すことができるための支援が、どこかには書いてあるのでしょうか。書かれていると良いなと思ったんです。

それから、先ほどこの1冊を一枚紙というふうな意見も出ました。私も化学物質の関係でファクトシートとして要約版を作っていました。ですので、分かりやすい概要版を出すというのは重要だと思います。

それから、消費者団体はうるさいことを言う面倒な団体と思われるかもしれませんが。クレーマーだと書き込みをする人もいます。でも、「お米を食べよう」等、消費者団体は「国民運動」というのをこれまで普通に耳にしていって違和感はないです。白書の勉強会等も行って、日本の農業に熱い思いを持って消費者運動を行っています。ですから、輸入を否定するわけではありませんが、TPPの時には反対運動もしました。ですが、そういう関係でいうと、国民運動の展開ということに対して違和感を感じないんですけど、国民運動というのは、何かといった時に、自給率とか5兆円という数字と同様にかみ砕いた説明が必要だと思いました。

また、先ほどSDGsの話が出ました。

私は、ジャケットの襟にいつもSDGsバッジを付けています。すでに、SDGsウォッシュとい

う言葉も出てきています。実際には何もしていないのに、SDGsのバッジや言葉を使うことで、本当は何もしてなくてもやっているふうを装うことを言うのですが、そういうのはやめましょうということで、消費者だんたいでも、SDGsを理解するために、自分たちが何ができるのかということを考えるための学習会を行いましたし、3月下旬にワークショップを予定しています。どなたでも参加できますので、是非参加していただきたいのですが、新型コロナウイルスの状況次第で延期も検討しています。

農業では、例えばSDGsの10何番が関係してます等が必要だと思っています。この副題（案）のたたき台で、もう持続可能は使い古されたとの御意見もありました。しかし、私の中では「持続可能」は重要なキーワードです。副題については、選び切れなくて複数ありますが、「次の世代につなぐ持続可能な食料・農業・農村の実現を目指して」というのも分かりやすいと考えています。「きらめく農村」というのもいいんですけど、ちょっとそれだと弱いのかなど。あとは、「変化する食を支え、多様な人が活躍する農業・農村へ」というのもいいと考えていて選び切れていません。

それから、もう一つだけ申し上げますと、この中に備蓄のことが書いてありました。備蓄が、いろいろな行政も協力しながら家庭用の備蓄を進めるような文章になっています。それはそれで重要なことだと思います。ですけど、実際問題、学校などで備蓄しているもので、管理が悪く、入れ替えの際に、古い備蓄品を使った家畜の飼料のエコフィードを作ろうと思っても、日が当たる場所にずっと置いておいたために使えない、廃棄するしかないという残念な調査結果も聞きました。家庭に備蓄を勧めるとともに、そういうところの管理もしっかりしておくことが必要だと思います。せっかく作られたものが無駄になってしまうということですね。ここに書くかどうかは別にして、そういうことを思いましたので、よろしく願いいたします。

○大橋部会長 ありがとうございます。

委員から一通り御意見を頂いたので、それでは、事務局からもし何かありましたら頂ければと思います。御質問もあったと思いますが。

それでは、総括審議官からお願いします。

○浅川総括審議官 私から御説明をさせていただきたいと思います。

中家委員の方からプロジェクトのイメージということで御質問を頂きまして、これについては、農地や国民運動や集落営農といったところで、プロジェクトというのは出てきているんですけども、まず、農水省の中でそれぞれの部署が縦割りでやるのではなくて、横割りでしっかりやっていかなくちゃいけないと意識しているものについて、このプロジェクトという言葉が出てきております。この計画が出来てから、まず省の中でそれぞれ局横割りのプロジェクトチームみたいなのを作って、そし

て局のそれぞれの仕事の範囲を超えて自由に議論をした上で、必要があれば、予算なり制度なりに結び付けていくという形でしていきたいと考えております。また、その過程で、また関係する方、外の方も含めて、御相談もしながらやっていくということになります。

それから、大山委員の方から国民運動、他の方からも国民運動を頂きまして、ここはなかなか悩ましいところで、上から目線でいかに言わないかということで、この下手に出たような表現というのは全て私が考えたんですけれども、今、問題意識として持っているのは、いろいろなところでいろんな方が問題意識を持って運動していただいているんですけど、どうも何かばらばらでやっている感があって、しっかり今回、農業・農村・食料ということで、こうして一つの計画が出来るので、関係する人たちがみんな一つになって運動ができたらいいなということで、こちらプロジェクトの中で、消費者団体から農業団体まで、現場から一番の消費者まで、様々なプロセスで活躍している方たちをうまく巻き込んで、みんなが一体感を持って運動できるような、そういう形というのをこれから検討していきたいと思っているところであります。

また、近藤委員、お帰りになりましたけれども、頂いた御意見については、環境面での御意見を頂きましたけれども、基本方針という3ページのところに全体的な記述がありますので、そういうところに反映するような形でまた検討させていただきたいと思えます。

それから、堀切委員の方から、この計画について今後どうやって理解をしてもらうかと、御意見を頂きました。また、同じような御意見について、染谷委員からも現場への下ろし方が大事だということ、また、宮島委員からも一枚紙、また、佐藤委員からも現場にしっかり下ろすことが必要だと、要するに、どういう形でこの計画を分かりやすく下ろしていくかという話が、それぞれ御指摘いただいたかと思えます。

これもこれから考えていきたいと思えますけれども、目指すところは、一枚紙といっても本当に1枚だけではなくて、相手によっての一枚紙といいますか、相手方もそれぞれ、先ほど有田委員からもありましたけど、問題意識がそれぞれ違いますし、そういう方たちの問題意識に合わせたような説明の仕方を分かりやすくしていくことで、それぞれ相手の方が自分事として何ができるのか、何が取り組みやすいかということを考えていただくきっかけ作りになるような形で、この計画について広報をしていくなり、していきたいと思えます。

また、我々もこれから現場にそれぞれ出ていきまして、車座といいますか、そういう場で議論もしていきたいと思えますし、計画ということではなくて、今ちょうど現場では、人・農地プランということで、話合いの場がいろんなところで持たれています。そういうところだと、経営継承をどう進めようとか、先ほど佐藤委員から出た農地の話というのも話し合っていますので、こういう中で新

しい考え方というのを説明するとか、あらゆる場で農家の方が集まるところにこちらからも出向いて行って、お話をさせていただきたいというふうに考えているところです。

また、有田委員から学校の話が出ましたけれども、この家庭内備蓄の話を学校の先生を通じて生徒さんに教えてもらおうということで、先生向けの教材なんかも作ったりする関係で、学校との関係が出来ておりますので、また、家庭ではなくて学校での備蓄についても、少し学校の人に聞いてみたりして、実態とかをまた調べてみたいというふうに考えているところです。

私からは以上です。

その他にもいろいろ頂いた御意見については、またこの計画全体を見て、どういうところに取り入れることができるかというのは、また検討したいと思います。

以上です。

○大橋部会長 ありがとうございます。

それでは、よろしくをお願いします。

○杉中食料産業局審議官 食料産業局でございます。

三輪委員、中家委員、あと栗本委員、その他たくさんの方から輸出についてのコメントを頂きましたので、まとめてお答えをしたいと思います。

まず、国内需給と輸出のバッティングと、生産努力目標の増加というのは、全て輸出に賄われるんじゃないかというようなコメントございました。この部分についての情報提供の仕方というのは今後、検討していきたいと思いますが、説明したように、個別の品目毎の積み上げをしたということがございまして、生産が増えているものでも、海外で特に需要の多い牛肉であるとか、あと野菜の中でもカンショであるとか、あと果実であるとか、あと水産物等については輸出のための生産を増やしていくということとか、あと国内で需要増加が見込まれる、例えば加工原料用の野菜であるとか、あと乳製品等については、国内仕向けを減らしていくというような考えでやっているところでございます。

また、二つ目のコメントといたしましては、何のための輸出増なのかということと、そこに関連するものとして、農業者の利益につながるのかというようなコメントがございました。我々は輸出のため、この基本計画のパーツに入れたということと、あと、輸出、新しい促進法の目的という形で、国内の農業の発展と併せて、地域に非常に重要な産業である食品産業の発展ということが重要だと考えておりますので、まず農業者、それから食品産業事業者の利益をしっかりと確保していくということにつなげることが重要かと考えております。

その観点から何点かコメントをさせていただきますと、まずは加工食品についてのコメントがござ

いましたけれども、これは輸出だけではなくて、加工食品全体のものなんですけど、産業連関分析表を用いたものでは、現在でも食品産業の7割弱が国産原料を使っているというふうに試算をされますので、加工原料の輸出というのも一定程度以上は国内の生産者の利益に役立っているんだろうと。ただ、むしろ、今後、国産原料をどんどん増やしていくということが重要ですので、特に衛生面で非常にリクエストが高くなっているような、しかも様々な加工品に使われる乳製品であるとか卵であるとか、そういうものをしっかり使っていくというようなことも含めて、国産原料を増やしていくという努力はしっかりしていきたいというふうに考えております。

また、農業者に利益をするというのを図るためには、やっぱり総合的な目で見ても、農業者に利益を図るために、輸出と国内のオプションをしっかりと見比べながら、経営判断もしていくということが重要だと思いますので、三輪委員が言われたように、まず専ら輸出を考えるというような農業者も当然出てくるということもありますし、その場合であれば、輸出も増えれば、その分輸入も増えるということも当然出てくるんだろうというふうに考えています。

中家委員から生産基盤の話、正に輸出の課題として、海外の需要を賄えるだけの生産を行えないということが重要な課題でございますので、輸出を増やしていくというところでは、そういった品目の生産基盤をしっかりとしていくということが、非常に重要な課題というふうに思っております。

ただ、総論として言わせていただきますと、先ほど説明したとおり、我が国の非常にリスクの大きさというのは、過度に国内需要に依存しているということがありますので、そこが小さくなっていくということは、国内需要のみに依拠するということは、ますます生産基盤が弱っていくということになるだろうと考えておりますので、生産基盤を強化するためにも、輸出向けの生産等を行っていくということを力を入れていくことが必要かなというふうに考えております。

この他、輸出以外の話として、柚木委員から営農型太陽光発電のございました。営農型太陽光発電については、正に優良農地の確保に支障にならないとか、個別の営農に支障にならないということについては留意していくことが必要だというふうに思っておりますけれども、この営農型太陽光発電自体は、農村部において収入の多様化を図るというようなオプションで、非常に需要も増えているというようなことがございますし、あと、農村部の災害の中で電力の脆弱性というのが課題になったりしておりますので、そういう意味では、営農型太陽光発電を使ったものをそれぞれの営農に使うというようなことで、電力のレジリエンスを高めていくというのにも有効な手段だと思っておりますので、周囲の営農への配慮をしつつ、これを進めていくということについては、御理解を頂ければというふうに思っております。

以上でございます。



○奥田農村振興局次長 農村振興局です。

中家委員の方から優良農地の確保についてのお話がありました。農地転用許可制度、これはしっかり運用していく、これはおっしゃるとおりでございますし、加えて、荒廃農地の発生防止、これも努めていくと。その上で、解消に係るところなんです、例えば優良農地の中で荒廃農地が挟まっているような場合、これを一緒に農地の整備事業という形で行うこともできるということでございます。特に、農地中間管理権を全て設定して、農家負担なしでそういった事業も可能という制度も新たに作っておりますので、こういった事業も活用して優良農地の確保を図っていきたいというふうに考えてございます。

それから、中谷委員の方から、農地周りの水路でありますとか、あるいは田んぼそのものの排水という、洪水に対する効果ということだと思います。委員も触れていただきました多面機能の制度の推進自体は、別項目になりますが、59ページでしっかりと位置付けさせていただいています。

さらに、委員が触れていただいた64ページの③と同じような項目で、45ページに、農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策、こちらがちょっと詳しいんですが、その中に書いてあります排水基準というのを先般改定いたしました。実は、その中でも、田んぼ・ダムについて、事例とかを踏まえて位置付けております。また、そこに書いてあります、気候変動を踏まえた効果的な排水対策等の方向性を示すと。これも、今後そういった議論の中に、田んぼダムとかそういった取組も入れて、打ち出していきたいというふうに考えてございます。

それから、柚木委員の方から、中山間の畑に対する対策等々についてお話しいただきました。御承知のとおり、委員も触れていただいています、中山間直払いで、体制整備単価に加えて、生産性向上などの加算措置というものを設けさせていただきました。こういうようなことを活用させていただきながら、これも委員に触れていただきました、この基本計画の中に書いてございます農村政策あるいは土地利用の在り方プロジェクトの中で、有機農業や放牧・飼料生産等による多様な農地利用、こういったことも含めて、しっかりと検討していきたいというふうに思っております。

それから、関司委員の方から、田園回帰とかインバウンド等々のワーディングについてお話がありました。計画の6ページの方に、ちょっと言葉としてはあれなんです、「農村の持つ価値や魅力が国内外で再評価され」云々と。半農半Xとかデュアルライフとか多様なライフスタイルというような、委員がおっしゃったような田園回帰、あるいは、ここには「インバウンドの需要の取り込み」というような言葉も書かせていただいて、「地域活性化に貢献する動きが見られる」というふうに4行ほどちょっと触れさせていただいています。こういった形で、動きとか背景については表現できているのかなというふうに思っております。

それから、もう一つ、都市農業の位置についてのお話がありました。おっしゃるとおりに、57ページから58ページの(1)では、都市農業の都市部に近い、そういった立地条件を生かして、農作物の販売とか貸し農園など、こういう所得確保についてここに位置付けさせていただいた上で、実は(3)でも、こちらは多面的機能に関する国民の理解の促進ということで、(3)の③、ここでも都市農業について触れさせていただいて、ちょっと両方にまたがってはしたんですけども、こういった形で表現させていただいているので、御理解いただければと思います。

以上です。

○大橋部会長 ありがとうございます。

よろしくをお願いします。

○倉重経営局審議官 経営局でございます。

近藤委員とあと佐藤委員から、農地とか人、担い手や労働力につきまして認識といたしますか、今まであやふやだったことがあるとか、今までとは全然フェーズが違ふとかいうお話がありました。正に我々もそれは非常に感じておりまして、御存じかと思えますけれども、人・農地プランの実質化というのを今やっていますが、これは集落で話し合ってくださいと、一言で言えばそれなんです、そこに具体的に要件を付けておりまして、まずはその年齢や後継者がいますかということアンケートで確認していただく、そこで明確に質問に答えていただくということ、それとその結果を地図化するということで、5年や10年後に後継者がいない農地というのはどういうのがあるのかというのを地図にすることでよく分かります。そして、みんなで共有できると。

それを基に、今後どなたに担っていただくか、継承していただくかということ、みんなで話し合ってくださいというのを今、正にやっていくところでございまして、おっしゃっていただいたように、何となくというところで今まで来ていたところがやはりあって、気付かないうちに農地も使われなくなったということもあるかと思えますので、まずはそこを話合いで認識していただいて、それを土台に今後どのように経営を継承していくかということ等々について、行政でもどのような支援ができるかということ、今後取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

柚木委員からの御質問も含めてでございますけれども、まず外国人材についてこの見通しの中に入っているかというところでございますけれども、結論から言いますと、入っております。この構造展望が使っておりますデータである農林業センサスや農業構造動態調査というのは、国籍に関係なく、例えば農業経営のためにあらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った者を常雇いと整理している等々なっておりますので、この中には入っております。

実習生についてももう少し明確という御意見もございましたけれども、実習生につきましては、やは

りその制度といたしましては、労働力の需給調整の手段ではないということで、国際協力を目的とした制度であるということでございますので、この基本計画における記述といたしましては、特定技能の方を書かせていただいているという整理にしておりますので、そこにつきましては御理解を頂ければと思っております。

あと、中心経営体、人・農地プランは今御説明いたしましたけれども、誰に担っていただくかというのは、どの中心経営体に担っていただくかということで話し合っている最中で、そのことかと思っておりますけれども、基本的に想定されるのは、この中心経営体となるのは、今、担い手というふうになっている方々なのかなと思っておりますけれども、正に今、話し合っている最中でございますので、この話合いの中で、どのような中心経営体の方が出てくるかと。それが今、担い手としての方ではない場合には、それは一体どういう事情なのか等も含めて、まずは実態を見たいというふうを考えております。

以上です。

○大橋部会長 ありがとうございます。

もし他にございますか、大丈夫ですか。

ただいま事務局から御説明があったところではあるんですけど、追加でもし御発言なされたいことがあれば、是非お願いできればと思っておりますけれども。

それでは、大山委員、お願いします。

○大山委員 専門委員って、たしか議決の権能はないんですよね。それは承知しております。それで、副題を付ける付けないというのも、これはまだ方向性は決まっているわけではないということですよ。最終的には企画部会で決めて、本委員会です承を得るというプロセスになるんですよ。ということになりますと、私とそれから中谷先生と関司先生は専門委員で、せっかくここに副題案のたたき台が10個あるんで、最後になるかも分かりませんが、意見をちょっと短くでも言わせて下さい。

頂いているたたき台の中では、私は、まず政策の概念と実装を単語的に示しているものでいえば2番で、「令和時代の」というのを取って、これに何で賛成しているかという、ダーウィンの進化論で、強いものや大きいものや賢いものが生き残るんじゃなくて、環境や変化にきちっと適応したものが生き残るというのがあって、これは普通の会社でも、それからいろんな組織でも生活でも、変化に適応していかないと成長しないという意味でいうと、政策概念的な言葉でいうと2番が賛成です。

あとは、先ほどからあるSDGsって、私も造詣が深いわけじゃないですけど、一言で言うと、地球上で地球人類がみんな食べるようなことをやっていたら、環境も含めて、墓穴を掘るのをやめようというふうに、ざっくばらんですけど私は理解しているんですけど、そういうことを考えると、3番

の環境とか、あと、やっぱり次世代に、子や孫の世代にもちゃんと安泰に守っていかなくちゃというところも含めて、SDGs的なものを入れるのであれば、3番もいいかなと。だから、継承と次世代に継ぐというのとか持続可能とかは、それぞれ大事だと思います。あと、堀切委員がおっしゃった7番の「我が国の豊かな食と活力ある農業の未来への継承」というのも賛成で、宮島委員がおっしゃった「変化する食を支え、多様な人が活躍する農業・農村へ」というのも、意見として賛成であります。

すみません、以上です。

○大橋部会長 ありがとうございます。

いろいろいい表題が並んでいるということで、コメントを頂いたということだと思います。

他にございますか。いかがですか。

じゃ、三輪委員、お願いして。

○三輪委員 ありがとうございます。

直接議論に関係するところではないんですが、今後の進め方について少し御意見を申し上げさせていただきます。

先ほどから各委員の方からの御意見、御懸念等も頂いておりますように、やはり新型コロナウイルスの影響が日本全国に深刻な影響を及ぼしているということで、その影響等もありましてニューヨークの株式市場が急落したり、日経平均株価も一時1万9,000円を割り込むような、非常に今、国全体として深刻な状況になっているというふうに理解をしているところでございます。

本企画部会では基本計画についてこれまで有意義な議論が積み重ねられてきて、いろいろ様々な形で、細かいところを含めて精緻化されてきているというところで、これについてはこのまま粛々と進めるべきというふうに考えております。一方、早期の決定にこだわるあまり、この環境下で拙速な決定と言われることがないように、十分に配慮することも重要だというふうに個人的には考えております。

このため、次回の企画部会は最後の議論となるというふうに理解をしておりますが、次回の開催の時期の延期等も含めて、農林水産省にてしばらく状況を慎重に見極めていただき判断いただいてはどうかというふうに考えておりますが、いかがでございませうでしょうか。

○大橋部会長 今御提案あったようですけれど、もし追加で今、三輪委員が御提起されたことについて何かコメントある方、いらっしゃいますか。おおむね賛成ですかね。

確かに、冒頭で若干申し上げたんです、世情的にいろいろ大変なこともありますし、周りがどう見ているかというのも極めて重要なので、ここは状況を見て判断という御提案は、理にはかなっているかなと。是非、次回開催時期についてまず事務局で推移を見守っていただいた上で、開催の方を検討

していただくということで、もしよろしければ、皆さん御了承いただけますか。

じゃ、そういう感じで、次回以降ちょっと様子見ながらということで検討はさせていただいて、ただ、我々の議論というのは中長期的なことを議論しているわけですから、そういうところというのは決して変わることがないというところかと思います。

お時間参りましたので、取りあえず特段もし御意見ないようでしたら、本日の意見交換はここまでとさせていただきたいと思います。活発な御意見、御提案、本当にありがとうございました。本日頂いた御意見、御提案を踏まえて、事務局の方で改めて修正案の方を作成させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、修正内容については、部会長の私と事務局でちょっといろいろ検討もさせていただければなというふうに思っていますが、そういうふな方向でも皆さん、よろしいですか。

ありがとうございます。

また、副題についても、決して専門委員だからどうこうと私は全然思っていないので、御意見いただいたのをしっかり踏まえて、是非いいものを選べればと思います。そこも併せて検討させていただきます。

本日の会合を以上とさせていただきます。

事務局から次のことについてももしあればお願いします。

○岩間政策課参事官 本日も長時間の御議論、大変ありがとうございました。御議論いただきましたこの基本計画の原案に関しましては、この御議論を踏まえまして、所要の修正を経た上で、次回の企画部会で新たな基本計画の案ということでお示しをいたします。また、併せて、次回、食料・農業・農村白書、こちらの骨子についても御議論いただくということで考えております。

日程については調整がつき次第、御連絡いたします。

○大橋部会長 それでは、これもちまして、本日の食料・農業・農村政策審議会企画部会、閉会といたします。

お忙しいところ、本当にありがとうございました。

午後3時31分 閉会